

平成16年（行ウ）第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事 福田富一

準備書面 24

最終準備書面 その8

～第8章 ダム建設が環境に与える影響と環境影響評価義務違反～

2010（平成22）年9月30日

宇都宮地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大 木 一 俊

同 同 若 狭 昌 稔

同 同 須 藤 博

原告ら訴訟復代理人 弁護士 浅 木 一 希

第8章 ダム建設が環境に与える影響と環境影響評価義務違反

目次

第1	ダム事業と環境影響評価義務	7
1	ダムが住民や自然環境に与える影響	7
2	条理法上の環境影響評価義務とその違反の効果	7
3	生物多様性条約に基づく環境影響評価義務	8
(1)	生物多様性条約とは	8
(2)	生物多様性条約の直接適用可能性	9
(3)	生物多様性条約による環境影響評価義務	10
(4)	小括	10
第2	思川開発事業における環境影響評価義務違反について	11
1	思川開発事業における環境影響評価	11
2	1993年評価書の内容・その1～生物多様性について	11
(1)	調査結果について	11
ア	植物	12
イ	哺乳類	13
ウ	鳥類	13
エ	両生類・爬虫類	13
オ	魚類	14
カ	昆虫類	14
キ	調査結果のまとめ	14
(2)	予測結果について	15
(3)	評価結果の問題点について	15
3	1993年評価書の内容・その2～景観について	17
(1)	調査結果について	17
(2)	結果予測について	17
(3)	評価結果の問題点について	17
4	1993年評価書の内容・その3～水質について	18

(1) 調査結果について	18
(2) 結果予測について	19
(3) 評価結果の問題点について	19
5 まとめ	19
6 2001年環境調査結果について	20
(1) 2001年環境調査結果の内容	20
ア 植物	20
イ 哺乳類	21
ウ 鳥類	21
エ 両生類・爬虫類	22
オ 魚類	22
カ 昆虫類	22
(2) 2001年環境調査結果の評価	23
7 生物多様性条約と本件思川開発事業	23
(1) はじめに	23
(2) 本件思川開発事業は環境影響評価義務を尽くしていないこと	23
(3) 国内希少野生動植物種への影響	24
① クマタカ	24
② オオタカ、ハヤブサ	24
(4) 小括	25
8 南摩ダム湖の水質の問題	25
9 結論	26
第3 湯西川ダム建設事業における環境影響評価義務違反	27
1 1985年環境影響評価の問題点	27
2 湯西川ダム建設予定地周辺地域の生物多様性	28
(1) はじめに	28
(2) 平成15年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書～甲D第11号証～	28
(3) 平成16年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書～甲D第12号証～	29
(4) 平成17年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書～甲D第13号証～	30

(5) 平成18年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書～甲D第14号証～	32
(6) 平成17年度湯西川流域猛禽類調査検討業務結果報告書～甲D第15号証	33
(7) 平成18年度湯西川流域猛禽類調査検討業務結果報告書～甲D第16号証	34
(8) 小括	34
3 生物多様性条約と湯西川ダム建設事業	35
(1) はじめに	35
(2) 1985年環境影響評価以降も環境に対する影響が検討不足であること	35
(3) 小括	36
4 種の保存法との関係について	37
(1) はじめに	37
(2) 湯西川ダム建設事業による国内希少野生動植物種への影響	37
① イヌワシ (甲D第17号証の102頁)	37
② クマタカ (甲D第17号証の100頁)	38
③ オオタカ (甲D第17号証の154頁)	39
④ ハヤブサ (甲D第17号証の160頁)	39
⑤ オジロワシ (甲D第17号証の96頁)、オオワシ (同152頁)	39
(3) 小括	40
5 湯西川ダム建設による景観上の影響	40
6 ダム湖の水質の問題	41
7 結論	41
第4 ハッ場ダム建設事業における環境影響評価義務違反	42
1 1985年環境アセスメント	42
2 生活環境に与える影響	43
(1) 問題の所在	43
(2) ハッ場ダム建設による地元への影響	43
(3) 国交省が考える生活環境の保全対策	44
(4) 生活再建方式の破綻	45
(5) 川原湯温泉の問題	45
(6) 現地の生活再建のための真の方策	46

3	自然環境に与える影響.....	46
(1)	八ッ場ダム予定地周辺の自然環境.....	46
ア	植物.....	47
イ	哺乳類.....	47
ウ	鳥類.....	48
エ	両生類・爬虫類.....	48
オ	魚類.....	48
カ	昆虫類.....	48
(2)	1985年環境アセスメントの問題点.....	49
3	生物多様性条約と八ッ場ダム建設事業.....	50
(1)	はじめに.....	50
(2)	1985年環境アセスメント以降も環境に対する影響が検討不足であること..	50
4	国内希少野生動植物種への影響.....	50
①	イヌワシ.....	51
②	クマタカ.....	51
③	オオタカ、ハヤブサ.....	52
5	ダム建設による景観上の影響.....	53
(1)	吾妻渓谷の水没.....	53
(2)	ダム建設後の吾妻渓谷.....	53
(3)	小括.....	54
6	ダム湖の水質の問題.....	54
(1)	強酸性水の混入・残存問題.....	54
(2)	富栄養化問題.....	55
ア	湖沼に関する一般論.....	55
イ	ダム湖の特殊性と環境基準.....	56
ウ	八ッ場ダムの場合.....	56
エ	水道水の異臭問題～異臭物質の生成～.....	57
オ	トリハロメタン問題.....	57
カ	小括.....	58

7 結論.....	58
-----------	----

第1 ダム事業と環境影響評価義務

1 ダムが住民や自然環境に与える影響

準備書面7で述べたように、ダムは、水没予定地の住民の生活基盤を消失させ、住民の住居の移転、転職を強いるだけでなく、ダム建設の是非をめぐる対立を生じさせることによって、村落共同体を破壊する。

また、ダムは、水循環において陸域で中心的な役割を果たし、自然界における物質循環の重要な一翼を担い、多くの生物の住処やえさ場となり、生態系の重要な構成要素として大きな役割を果たしている河川の水の流れを遮断し、建設場所と周辺地域のみならず上流・下流を含めた流域全体の自然環境に重大な影響を与える。その影響は、河川に生息する魚類等だけでなく、海洋生物へも及ぶし、食物連鎖の繋がりが断ち切られて鳥類や小動物にもその影響が及ぶのであり、生態系全体を破壊するものである。

さらにダムは、その巨大な構造体やダム湖の出現によって、周辺の自然景観を一変させ、気候に影響を及ぼすだけでなく、土砂の供給を阻止して海岸線を後退させ、これを防ぐためにテトラポッド等の人工物を設置すること余儀なくさせ、海岸域の自然景観をも破壊させてしまう。

これ以外にも、ダム建設に伴う問題として、ダム湖の水の富栄養化がもたらす藻類の異常発生による水質や景観への影響や堆砂対策がある。

2 条理法上の環境影響評価義務とその違反の効果

ダム建設のように環境に著しい影響を与えるおそれのある行為については、これを未然に防止するため、その実施・意思決定に当りあらかじめ環境への影響について適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮しなければならないとする環境影響評価が必要となる。

この環境影響評価は、準備書面7で詳述したとおり、1969（昭和44）年にアメリカのNEPA（National Environmental Policy Act：国家環境政策法）によって世界で初めて制度化されたものであるが、日本においても、1972（昭和47）年6月には「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解による取組が始まり、同年7月の四日市公害訴訟の判決理由中では、事前に環境に与える影響を総合的に調査研究し、その結果を判断して立地する注意義務があるとされ、司法によって、

条理法上、事案に則した環境影響評価義務が存在することが確認された。

国による立法化は1997（平成9）年6月になってやっと実現したが、その間も、日光太郎杉事件判決等で条理上の環境影響評価義務の存在が裁判所によって確認されるとともに、地方公共団体では次々と環境影響評価条例が制定され、環境に著しい影響を与えるおそれのある行為については、これを回避するために環境影響評価をすべきことが当然のことと認識されるようになった。

このように、環境影響評価は、これが制度化されている場合は勿論のこと、そうでない場合であっても、事案に即して条理法上の義務として要求されるものであり、環境影響評価が必要であるのに実施されなかった場合や、形式的には実施された場合であっても、事案に即した適切なものでない場合には、この条理法上の義務違背としてその行為は違法とされる。そして、予測、評価の結果に基づき環境保全について要求される環境配慮については、影響の大きさと損ねられる環境の重要性との比較から、影響の回避、最小化及び代償措置の3段階からなるミティゲーションが要求されるものである。

3 生物多様性条約に基づく環境影響評価義務

(1) 生物多様性条約とは

生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という、甲B第35号証）は、1992（平成4）年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で条約に加盟するための署名が開始され、1993（平成5）年12月29日に発効した。日本は1993（平成5）年5月23日に署名、批准し、平成5年条約第9号として成立している。

絶滅のおそれのある動物の輸出入等を規制する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（いわゆる『ワシントン条約』）」、湿地保全のための「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（いわゆる『ラムサール条約』）」、自然遺産等を保護する「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（いわゆる『世界遺産条約』）」など、野生生物等の自然環境の保護を目的とする国際条約が既に存在しているが、特定の野生生物の保護政策だけでは世界的に進行している自然破壊に対処できなかったことから、個別の種や特定の生態系に限らず、地球規

種の包括的な生物の多様性そのものを保護するためにと制定された国際条約が、生物多様性条約である。

本条約は、生物多様性の定義として、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」（2条）とする。

種間の多様性は種の多様性の意味であり、種内の多様性は同一種の中での遺伝子の多様性を指す。種とは一般に生殖可能な範囲における閉鎖された系と言われ、生殖・交配の可能性の有無で区別される。

（2）生物多様性条約の直接適用可能性

日本では、日本国憲法98条によって、条約が優位する一元論にたち、その国内法的効力については条約をそのままの形で国内法として一般に受容し執行するという一般的受容方式を採用していることに争いはない。条約は、そのままの形で、天皇の公布により国内的効力をもつのであって（日本国憲法7条1号）、法律制定という国内法化のための特段の手続を経る必要はない（一般的受容のうちでも自動受容を採用している）。

また受容された条約の国内における序列については、条約は憲法には優先しないが個々の法律には優先するとするのが通説である。

条約が国内効力を有し法律に優先するとしても、特定の条約の条文規定が国内で何の措置もとらずに直接適用されるかどうかはさらに検討しなければならない。一般には、その判断は各国が行う、とされるものの、実際には各国とも共通している。現在の世界の国では、条約に国内効力を認める場合には直接適用力があると推測され、特にその条約の条文規定が明確である場合には直接適用力があるとされている。日本の実務でも少なくとも条文規定が明確であれば条約の規定に直接適用力を認めている（以上、甲B第37号証の11～12頁）。

以上から、次のことを指摘できる。

まず、①この条約は法律に優先することから、種の保存法や自然公園法を解釈する際に、その解釈の基準を条約に求めることができる他、不十分な法律については生物多様性条約によってその内容、解釈が補完されること、及び②条約の条文規定

が明確であることによって直接適用力を肯定できる場合には、本条約の条文規定を直接に適用して、国の義務を確定することができること、である。

(3) 生物多様性条約による環境影響評価義務

生物多様性条約は、生物多様性を保全するため、締約国に様々な義務を課しているが、その一つに環境影響評価義務がある（14条）。

条約8条（生息域内保全措置義務）や9条（生息域外保全措置義務）が規定する具体的・積極的施策をとることは、対外的に日本国家に課せられた義務ではあるが、それを根拠に国内において国民が具体的請求権として特定の施策をとる権利があるとするにはできないであろう。

しかし、日本国家には条約に規定する生物多様性を保全する義務が課せられることの意義を考えれば、国が積極的に生物多様性を破壊するような場合には、国民がその破壊行為をもって生物多様性保全義務に違反していると主張して、裁判所に救済を求めることは可能でなければならない。また条約14条の環境影響評価義務についても、国内手続における環境影響評価が条約に即した十分な評価がなされていない場合に、その違法性を主張して同じく裁判所に救済を求めることも可能でなければならない（甲B第37号証の12～13頁）。

特に本件のように、原告らが個人の国家に対する請求の根拠として本条約を挙げるものではなく、国家の行為であるダム建設行為を違法と認定する根拠として本条約を挙げる場合には、このような解釈はより妥当性を有する。一般に、後者の場合には、前者の場合に比べて、条約が直接適用されるための要件（例えば明確性）は緩やかであるとされ、同一の条約であっても、前者の場合には直接適用が不可能であるが、後者の場合には可能とされる場合があり得るといわれているからである（岩沢雄司「条約の国内適用可能性」有斐閣1985年）。

(4) 小括

以上のとおりであるから、日本が生物多様性条約に批准した1993（平成5）年5月23日以降は、国及びその機関は同条約14条に基づき、国際的のみならず国内的にも、同条に則した適正かつ実効的な環境影響評価義務を負うに至り、これに反する場合には当該行為はこの義務を怠った違法な行為となるとみるべきである。

第2 思川開発事業における環境影響評価義務違反について

1 思川開発事業における環境影響評価

思川開発事業の現計画は2002（平成14）年3月に確定されたものであるが、現計画については、環境影響評価は実施されていない。

大谷川からの導水と行川ダム建設も予定されていた旧計画（訴状3頁～4頁）については、旧建設省関東地方建設局長において、「建設省所管ダム、放水路及び道路事業環境影響評価技術指針について」（昭和60年9月26日建設事務次官通知、甲B第115号証）に基づき、環境影響評価を行い、その結果を1993（平成5）年12月「利根川水系思川開発事業環境影響評価書」（以下「1993年評価書」という）にまとめている（甲C第60号証）。

この次官通知に基づく環境影響評価が、評価項目が公害や自然環境に限定されている上、代替案との比較検討や内容の適正を審査する制度的手当がないといった根本的な問題点があり、この通達に従っただけの環境影響評価では、到底、適正な環境影響評価がなされたものと評価することができないことは、準備書面7の6頁で述べたとおりである。

ハッ場ダムなど環境影響評価（アセス）法の成立（1997年）以前に計画されたダムは、ほとんどまともな環境アセスがなされていない（甲A10）のが実情である。

以下では、このような問題点を含む手法によって実施された旧計画での環境影響評価には、その内容においても多くの問題があることを明らかにし、本件思川開発事業については、事案に応じた適正な環境影響評価がなされていないことを明らかにする。

2 1993年評価書の内容・その1～生物多様性について

(1) 調査結果について

1993年評価書（甲C第60号証）の内容は、思川開発事業の事業実施区域及びその周辺の区域における環境の現状を把握するために、1978（昭和53年）度から1992（平成4）年度にかけて実施した環境調査の結果をもとに、なされた予測や評価を行ったものをまとめたものである（甲C第62号証「南摩ダム周辺

の環境調査結果」のはじめに)。これによると、南摩ダム建設予定地及びその周辺における植物、動物等の項目毎の概要は、以下のとおりである(以下の括弧中の頁は、ことわりがない限り甲C第60号証のものである)。

なお、1993年評価書には、各調査の具体的な目的、目標、実施日時、調査方法や調査地点、調査ルートなどについて基本的な情報が記載されていないため、調査が目標に照らして適切な方法で行われたのか、季節変化のある動植物については適切な時期に調べたのか、また、適切な時間帯に十分な時間を取って行われたのか、データは影響を予測するのに十分なものか、調査結果は妥当なものなのか、を判断するのが困難である。また、動植物の現状では、1980(昭和55)年と81(昭和56)年の古い調査結果と1991(平成3)年と1992(平成4)年の新しい結果とを「現地調査の結果」としているが、前者は過去の文献資料というべきであるから、実際に行われた調査は後者のみということになる。これでは十分な調査が行われたとは言い難い(甲C第81号証6～7頁)。

ア 植物

南摩ダム建設予定地周辺地域では126科828種の陸上植物と7科9種の大型水生生物が生育し、162種の付着藻類の生息が確認されている(341～346頁、353～355頁、363頁)。

これらの陸上植物のうち、トキホコリ、セツブンソウ及びフタバアオイは、1989年11月に公表された「我が国における保護上重要な植物種の現状」(植物版旧レッドデータブック)で、絶滅寸前の次のランクである危急種とされており、また、ギンバイソウは国内分布の北限付近、ヤワタソウは個体数少で、学術上等の観点から重要な種とされている(149～151頁)。

しかし、2005年3月に栃木県が公表した「レッドデータブックとちぎ」(甲C第59号証)では、陸上植物のうちキキョウとハタザオが環境省のカテゴリーの絶滅危惧Ⅰ類に相当するAランクに、ノアズキが環境省のカテゴリーの絶滅危惧Ⅱ類に相当するBランクに、サデクサ、ギンバイソウ、オオバクサフジ、オオバチドメ、ヒカゲツツジ、ヒメジョーン、キバナノアマナ、スズメノカタビラ及びウマスゲの9種が環境省の準絶滅危惧に相当するCランクに、トキホコリ及びクロヒナスゲが注目すべき生物である「要注目」にランクされるなど、実に14種

が「レッドデータブックとちぎ」掲載種となっている。

イ 哺乳類

文献資料調査では4目9科10種であるが、現地調査では5目10科17種が確認されており、併せて6目15科22種の生息が確認されている（172～177頁）。

この中で環境省のレッドデータブックに掲載されているのは天然記念物のヤマネ（準絶滅危惧）だけであるが、レッドデータブックとちぎでは、ジネズミ、ヤマネ、カヤネズミ及びアナグマの4種が「要注目」とされている。また、ニホンカモシカは国の特別天然記念物である。

なお、コウモリ類の確認がないが、これは調査の不十分さを物語るものである。

ウ 鳥類

現地調査では、11目27科66種が確認されているが、そのうちオオタカが国のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に、ハチクマが準絶滅危惧にランクされている外、ハリオアマツバメ、ヤマセミ、カワセミ及びクロジが学術上の観点から重要と認められる種であるとされている。

レッドデータブックに記載されていないが、環境保全上重要と考えられる鳥類として、サシバ、ハヤブサ（現在は絶滅危惧Ⅱ類とされている）などの猛禽類とカワセミ、ヤマセミ、イワヒバリなど合計9科12種が生息している（183～186頁）。

なお、レッドデータブックとちぎでは、ハリオアマツバメがB、ハチクマ、オオタカ、サシバ、ヨタカ及びクロジがCにランクされている。

エ 両生類・爬虫類

両生類2目5科10種、爬虫類1目3科5種の生息が確認されている。これらのうち、レッドデータブックに掲載されているものはないが、学術上等の観点から重要と認められる種は、イモリ、タゴガエル及びカジカガエルの3種である（192～195頁）。

なお、レッドデータブックとちぎでは、爬虫類については、トカゲがB、ヤマカガシがC、カナヘビ、アオダイショウ及びシマヘビが「要注目」、タカチホヘビが「情報不足」とされ、また、両生類についても、イモリ、ツチガエル及びニホ

ンアカガエルがB、トウキョウダルマガエル及びシュレーゲルアオガエルがC、アズマヒキガエル、ヤマアカガエル及びカジカガエルが「要注目」とされている。

オ 魚類

現地調査及び聞き取り調査により、4目6科16種が確認されている。学術上等の観点から重要と認められる種はないとされる(203頁)が、レッドデータブックとちぎでは、ホトケドジョウがB、キンブナ及びシマドジョウがC、アブラハヤ及びカジカが「要注目」とされている。

カ 昆虫類

陸上昆虫類については、現地調査により、18目158科701種もの生息が確認されている。これらのうち、カンタン、キリギリス、ミンミンゼミ、ハルゼミ、アカスジキンカンカメムシ、ミヤマクワガタ、ゲンジボタル、キイロスズメバチ、ジャコウアゲハ及びウスバシロチョウの10種が学術等の観点から重要と認められる種とされる(208～212頁)。

なお、レッドデータブックとちぎでは、ヤブヤンマがB、カトリヤンマ、ヒメアカネ、ゲンジボタル、ヘイケボタル及びホソバセセリがC、ツマグロキチョウが「要注目」とされている。

また、水性昆虫類については、9目188種が確認されているが、学術等の観点から重要と認められる種は、ムカシトンボ、タイコウチ、ミズカマキリ及びゲンジボタルの4種である(217～220頁)。

キ 調査結果のまとめ

「1993年評価書」は、後述の「2001年環境調査結果」に比して確認された種数が少ないものの、それであっても、本件南摩ダム建設予定地周辺地域は、多くの野生動植物種が生育、生息しているだけでなく、絶滅が危惧されている希少種や天然記念物等の貴重種も多数生息していることを示す内容となっている。

植物について言えば、栃木県下で知られる高等植物3656種のうち22.6%もの種がこの狭い地域に生息しており、また、学術上等の観点から重要とされたトキホコリ、セツブンソウ、フタバアオイ、ギンバイソウ及びヤワタソウの5種の生育地が沢ぞいの特定地域に集中していることを見れば、この地域の生物多様性の高さが分かるのである(151頁、甲C第61号証21頁)。

このように本件南摩ダム建設予定地周辺の自然環境は、生物の多様性に富む、美しい里山的景観を形成しているのである。

(2) 予測結果について

このような場所に巨大な本件南摩ダムを建設することが、自然環境、生態系に広範囲の悪影響を及ぼすことは明らかであり、このことは1993年評価書の「第6章 予測結果の内容」でも、指摘されている。

トキホコリについてこれを見るに、「トキホコリは、一般に耕作地周辺の柔らかい土の適潤地に生育する一年草である。湛水区域及び工作実施関連区域には、トキホコリの生育する水田の周辺地等が分布している。この生育に適する環境が、湛水区域では水没により消失し、また、工事实施関連区域では工事に関わる部分に該当した場合は消失する。」とされている(256頁)。この予測結果は、セツブンソウ、フタバアオイ、ギンバイソウ及びヤワタソウでもまったく同様(同257頁)だけでなく、哺乳類、鳥類、両生類、昆虫類等についてもほぼ同様な結果となっている(同262～265頁、273～274頁、278～279頁、283～285頁、290～292頁)。

この点に関する限り、1993年評価書の内容は極めて適正であると評価できる。

(3) 評価結果の問題点について

しかしながら、本件南摩ダムの建設が生物多様性にとって甚大な影響を及ぼすにもかかわらず、「第7章 評価結果の内容」では、以下のような理由から、いずれも「ダム建設による影響は少ない。」と結論づけしてしまっている。

陸上植物について言えば、トキホコリについては、「工事实施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺には、トキホコリの生育に適する水田の周辺地等が広く分布し、その現状が維持される。」、セツブンソウについては、「工事实施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺には、セツブンソウの生育に適するコナラ林やスギ・ヒノキ植林の林縁半陰地等が広く分布し、その現状が維持される。」、フタバアオイについては、「工事实施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺には、フタバアオイの生育に適する沢沿いのスギ・ヒノキ植林等が広く分布し、その現状が維持される。」、キンバイソウについても、「工事实施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺には、キンバイソウの生育に適する沢沿いのスギ・ヒノキ植林等が広く分布し、その現状が維持され

る。」、ヤワタソウについては、「工事实施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺には、ヤワタソウの生育に適する小沢が広く分布し、その現状が維持される。」としている（306～307頁）。

これが、調査範囲以外の地域に、生育適地があるという趣旨であるとするなら、調査もしないでこのような結論を出すことはおおよそ科学的とは言えず大いに問題である。また、調査範囲の地域内に生育適地があるという趣旨があるとする、工事实施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺にでもこれらの種が生育しているのは、沢沿いの特定地域のみである（151頁）から、それ以外の地域では仮に一見生育適地と見られるとしても、実は生育適地ではないことを示しているのであり、これもまた科学的な判断とは言えず問題である。

以上は、陸上植物について述べたものであるが、この理は、哺乳類、鳥類、両生類及び昆虫類についても同様である（甲C第81号証8～10頁）。

たとえば、ムササビについて、「工事实施関連区域上流や南摩川流域周辺には、ムササビの生息に適するコナラ林、スギ・ヒノキ植林等が広く分布しその現状が維持される。」としている（310頁）が、他にこれらの適地があっても、現にそこに生息していないことは、そこにはムササビの営巣に必要な樹洞がある大木がなく、生息適地でないことを示していると見るべきである。

また、オオタカについても、「工事实施関連区域の上下流や南摩川流域の周辺には、オオタカの生息に適するアカマツ林、スギ・ヒノキ植林、耕作地等が広く分布しその現状が維持される。」とする点も、オオタカのような生態系の頂点にいる猛禽類にとっては広い縄張りが必要であり、本件南摩ダム建設及び湛水により、適地とされるアカマツ林、スギ・ヒノキ植林、耕作地等の大部分が失われることによる影響には甚大なものがあるという、生物学上の初歩的な知見を忘れた議論であるといわなければならない。

以上の検討から明らかなように、これらの種の生育・生息地が消失することは、これらの種の個体群が絶滅することを意味するのであり、1993年評価書の結論とは反対に、「ダム建設による影響は甚大である。」とすべきが科学的判断なのである。

3 1993年評価書の内容・その2～景観について

(1) 調査結果について

1993年評価書は、南摩川の景観について、「南摩ダム上下流は、南摩側が蛇行を繰り返しながら小規模な谷底平野を形成し、沿川はその周辺の山裾に囲まれた細長い地形をしている。南摩川の河床は平野地盤を深く刻むことはないため、河川上流部に位置しなから溪谷景観を呈するような箇所はほとんど見られない。また、河川規模も小さく、河川は景観構成要素の一部に過ぎない。南摩ダム湛水区域周辺の山腹の多くはスギ・ヒノキ植林が覆い、谷底平野には耕作地、民家が河川に沿って細長く分布する。このため、湛水区域は里山的なのどかな景観が主体である。また、南摩川左右岸にせまる山腹斜面にはコナラ群落が点在し、深緑や紅葉の頃は単調な色調のスギ・ヒノキ植林が優先する山あいの景色に変化を与えている。」(225頁)としている。

(2) 結果予測について

このような里山的景観が、本件南摩ダム建設によって失われることは確実であるが、この点に関して、1993年評価書は、「南摩川、行川には、それぞれ南摩ダム、行川ダムが設置されるとともに、それに伴いダム上流に広大な貯水池が出現するため、景観が変化する。」としながらも、「両ダムの形式はロックフィルダムであり、堤体表面は岩石を使用するため、周囲の林地と調和する。また、新たに出現する貯水池は、周囲の林地とあいまって山間の湖沼景観を創出する。」(293頁)として、里山的景観が失われることよりも、本件南摩ダムやダム湖の出現を景観上積極的に評価している。

その結果、黒川溪谷のみを保全の対象とし、本件南摩ダム建設予定地周辺の里山的景観については、保全の対象とはしていない(298頁)。

(3) 評価結果の問題点について

しかしながら、2000(平成12)年12月改訂の環境基本計画においては、「里山をはじめとする二次的自然環境については、多様な生物の生息・生育空間、自然とのふれあいの場、都市域の緑地などとして様々な機能をもっていることから、希薄化した人と自然との関係の再構築という観点に立った保全の取組を推進します。」として、里山をはじめとする二次的自然環境の保全の取組の推進がうたわれて

いることに照らせば、本件南摩ダム建設予定地のように、狭い谷間にスギ・ヒノキの植林・コナラ林・アカマツ林、耕作地、屋敷林、そして河川がモザイク状に点在する里山的景観は、今や生物多様性の高さを支える貴重な景観として保全されなければならないものであり、渓谷美だけを保全する考えは時代の要請にそぐわないものになっていることがわかる。

また、いくらロックフィルダムとはいえ、狭い里山的渓谷に巨大なダムが立ち上がることは、周囲の林地と調和するといえるか疑問であるし、準備書面11で述べたように、本件南摩ダムはダム湖に水の溜まらず、底が見える状態が長く続くということからすると、新たに出現する貯水池は、周囲の林地とあいまって山間の湖沼景観を創出するなどとは到底いえないのである。

4 1993年評価書の内容・その3～水質について

(1) 調査結果について

準備書面7でも述べたよう、水質上注目されるべきは、ダム湖の富栄養化の原因となるチッソとリンである。

本件南摩ダムに貯めるのは、黒川、大芦川及び南摩川の河川水であるが、1982（昭和57）年度～1991（平成3）年度における、その流入水の全チッソ及び全リンの含有量は以下のとおりである（103～104頁）。

黒川（山口橋）	全チッソ0.61mg/l～0.73mg/l
	全リン0.010mg/l～0.020mg/l
大芦川（くねの原橋）	全チッソ0.65mg/l～0.78mg/l
	全リン0.007mg/l～0.020mg/l
南摩川（ダムサイト）	全チッソ0.97mg/l～1.30mg/l
	全リン0.006mg/l～0.010mg/l

湖沼の富栄養化等への対策として設定されている環境基準は、水道の一般的な基準として、全チッソ0.2mg/l、全リン0.01mg/lという値が、また水道の特別な基準として全チッソ0.4mg/l、全リン0.03mg/lという値が設定されて

いる（準備書面7の56頁）が、全チッソについては、すべての河川に特別な基準をも上回っており、また、全リンについては、いずれも特別な基準はクリアーしているものの、一般的基準についてはなんとかクリアーしているのは南摩川だけである。

（2）結果予測について

1993年評価書は、技術指針に基づきボーレンバイダーモデルを使って予測した結果、「上方に図示される範囲は自然湖沼では発生の可能性が高い。ただし、ダム貯水池はボーレンバイダーモデルの対象とした自然湖沼と比較した場合、一般に水深が大きいことから、富栄養化現象が発生する可能性は低い。」としている（238～244頁）。

（3）評価結果の問題点について

しかし、ボーレンバイダーモデルの対象とした自然湖沼の水深はどの程度のものであるのか明示されていないので、本件南摩ダムについてこのような一般論がいえぬのか疑問なしとしない。加えて、準備書面11で述べたように、本件南摩ダムには予測どおりに水が貯まらず、ダム湖の水深は低いまま推移することを考えるとなおさらである。

また、そもそも、「ボーレンバイダーモデルは日本のダム湖への適合性についてはまったく検証されていないので、それによって可能性を判断するのは無意味である。」（甲C61号証15頁）との指摘もあり、富栄養化の可能性がないとする1993年評価書の結論には合理性がない。

むしろ、前記（1）の流入水の水質からすると、本件南摩ダム湖の貯留水が富栄養化して、カビ臭の原因となる植物プランクトンを増殖させる蓋然性は高いとするのが、合理的判断である。

5 まとめ

以上のとおり、1993年評価書は、生物多様性に関する予測については科学的・客観的にしているものの、その他の項目の予測および評価結果については、生物多様性に関するものを含め、その判断は非科学的・主観的で、事業実施に都合がいいように変容されてしまっており、「アワズメント」と揶揄される類のものであって、環境

影響評価の名に値しないものである（甲C第81号証12～14頁）。

6 2001年環境調査結果について

(1) 2001年環境調査結果の内容

「南摩ダム周辺の環境調査結果」（以下「2001年環境調査結果」という）は、1993年評価書を受けて、本件南摩ダム建設を前提にした環境保全対策を具体化するにあたり、新たな事業計画案に基づく事業実施区域及びその周辺の区域における環境（水質、地形及び地質、植物、動物）について、これまで実施してきた調査の結果をまとめたものである（甲C第62号証のはじめに）。

これによると、南摩ダム建設予定地及びその周辺における植物、動物等の項目毎の概要は、以下のとおりである。

ア 植物

南摩ダム建設予定地周辺地域では143科1159種の陸上植物と大型水性植物、163種の付着藻類の生息が確認されている。

1993年評価書の陸上植物828種、大型水生植物9種の合計837種と比べると、実に322種も増加している。1993年評価書の不十分さを物語ると同時に、南摩ダム建設予定地周辺地域が植物の宝庫であることを示すものである。

しかも、これらの植物のうち、ヒイラギソウ、アキノハハコグサ、クロホシクサ及びキンセイランの4種が環境省のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠB類に、トキホコリ、ノダウオウ、フクジュソウ、セツブンソウ、オオヤマカタバミ、ミズマツバ、スズサイコ、キキョウ、ヤマトミクリ、エビネ、キンラン及びクマガイソウの13種が絶滅危惧Ⅱ類に、ミクリが準絶滅危惧にランクされている。

また、レッドデータブックとちぎでは、陸上植物のうちヌカボタデ、ハタザオ、キキョウ、クロホシクサ及びクマガイソウの5種がAに、フクジュソウ、ジンジソウ、ノアズキ、スズサイコ、エビネ、キンセイラン、及びキンランの7種がBに、サデクサ、オダイオウ、ギバイソウ、オオバクサフジ、オオヤマカタバミ、オオバチドメ、ミツバツツジ、ヒカゲツツジ、ヒイラギソウ、ジュウニヒトエ、ヒメジョン、キバナノアマナ、ヤシュウハゼキキョウ、ニガカシュウ、ザゼンソウ、ヒメザゼンソウ、ヤマトミクリ及びジガバチソウの18種がCに、トキホコ

リ及びミズマツバが「要注目」にランクされるなど、実に32種もがランクされている。

イ 哺乳類

現地調査では7目14科23種が確認され、文献情報も含めると7目16科25種の生息が確認されている。

これも、17種しか確認されていない1993年評価書の1.5倍もの種数となっており、1993年評価書の不十分さを物語ると同時に、南摩ダム建設予定地周辺地域が植物の宝庫であることを示すものである。

このうち、新たに確認されたニホンテングコウモリが環境省のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に、またコキクガシラコウモリがレッドデータブックとちぎでCにランクされている。

ウ 鳥類

33科100種が確認されており、1993年評価書の1.5倍の種数となっている。

その中でも特筆すべきは、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠB類にランクされているクマタカの生息が新たに確認されたことである。クマタカのように数を減じている種が確認されたことは、1993年評価書の調査がいかによろしくであったかを示すものである。この外にも、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類にランクされるハヤブサ、サンシュウクイ、準絶滅危惧にランクされるミサゴ、ハイタカ、アカモズが新たに確認されている。1993年評価書の不十分さを物語ると同時に、南摩ダム建設予定地周辺地域が植物の宝庫であることを示すものである。

なお、レッドデータブックとちぎでは、このうち、クマタカ、ハヤブサ、ウズラ、アカショウビン及びアカモズの5種がAに、ハリオアマツバメがBに、マガモ、ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、サシバ、ヤマドリ、アオバト、フクロウ、ヨタカ、オオアカゲラ、サンシュウクイ、カヤクグリ、ノビタキ、クロツグミ、コサメビタキ、サンコウチョウ及びクロジの18種がCにランクされている。

エ 両生類・爬虫類

両生類2目5科12種、爬虫類1目4科9種の生息の生息が確認されている。これまた、1993年評価書よりも確認された種数が増加している。新たに確認された種は、両性類では、ウシガエルとモリアオガエル、爬虫類では、ヒバカリとマムシである。

レッドデータブックとちぎでは、マムシがC、モリアオガエルとヒバカリが「要注目」とされている。

オ 魚類

1993年評価書と同じく、現地調査及び聞き取り調査により、4目6科16種が確認されている。

カ 昆虫類

陸上昆虫類については、現地調査により、18目204科1129種の生息が確認されている。

1993年評価書の18目158科701種と比べると科数で46、種数では428もの驚くべき増加となっている。ツマグロキチョウが環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧Ⅱ類にランクされている外、ムカシトンボ、ヤブヤンマ、ハネナシアメンボ、キバネツトンボ、ハンミョウ、アキタクロナガオサムシ、ゲンジボタル、マクガタテントウ、ヤツバホシムシ、キバネクロバエ、キオビミズメイガ及びホソボセセリの12種が学術上重要な種とされている。なお、レッドデータブックとちぎでは、ヤブヤンマ及びゲンゴロウがB、カトリヤンマ、ハネナシアメンボ、ヒメトゲトリカメムシ、ヘイケボタル及びホソバセセリの5種がC、ムカシトンボ、ムカシヤンマ、エンマコオロギ、クギヌキハサミムシ、ゲンジボタル、ホソクビナガハムシ、オオチャバネセセリ、ツマグロキチョウ及びコムラサキの9種が「要注目」にランクされている。

また、水性昆虫類については、現地調査の結果、9目58科166種が確認されているが、これは1993年評価書の9目188種と比べると12種減ってしまっている。これは、2001年環境調査結果の調査が十分でなかったことを示すものであろう。

(2) 2001年環境調査結果の評価

2001年環境調査結果においても、市民団体の調査により水没地域内で生息確認が確認されたトモンハナバチ（レッドデータブックとちぎではBにランクされている）が確認されておらず、またこの地域で確認されてしかるべきミドリシジミ類、ヒオドシチョウ、クモガタヒョウモン、サトキマダラヒカゲ、ジャノメソウ、コマダラチョウ、オオムラサキ等が確認されていないなど調査が不十分といわなければならない。それでも、2001年環境調査結果は、1993年評価書よりも、水性昆虫以外のすべての動植物種において、確認された種数が著しく増加している。これは、1993年評価書の調査が不十分だったことを示すと共に、本件南摩ダム周辺地域の生物多様性が極めて高いこと、および丁寧に調査すればするほど確認される種数が増えることを物語っている。この地域には未確認の貴重種が生育・生息している可能性が高いのである。

7 生物多様性条約と本件思川開発事業

(1) はじめに

上記第1、3で述べた（準備書面7でも詳述した）ように、生物多様性条約8条、9条は、国に対して生物多様性保全に関して義務を課し、「何もしないこと」や「積極的に生物多様性を破壊すること」を禁止するだけでなく、同条約14条1項により締約国は生物多様性を保全するため環境影響評価義務を負っていること、さらには生物多様性条約が種の保存法等の関係法令の解釈基準となる。

(2) 本件思川開発事業は環境影響評価義務を尽くしていないこと

前述のとおり、思川開発事業の中核である南摩ダム建設予定地及びその周辺地域は、生物多様性が極めて豊かである。

したがって、生物多様性条約を1993（平成5）年5月23日に批准した日本政府は、同条約に基づき、その国際的義務として、南摩ダム建設予定地周辺地域の生物多様性を保全すべき義務を負っており、これを侵害するおそれのある事業については、環境影響評価を行い、生物多様性に対する影響が大きいと予測される場合には、事業を中止する義務がある。

しかしながら、前述のとおり旧建設省の実施した環境影響評価（その内容は19

93年評価書)は、調査、予測、評価結果とも、極めて杜撰であり、同条約14条1項にいう環境影響評価義務を尽くしたとみることはできない。

(3) 国内希少野生動植物種への影響

南摩ダム建設予定地周辺には、種の保存法による国内希少野生動植物種の指定を受けた猛禽類として、クマタカ、オオタカ、ハヤブサが確認されている。

① クマタカ

種の保存法4条3項、施行令1条、別表第1で、国内希少野生動植物種として指定されている。大型の猛禽類で、急傾斜地の大木、特に針葉樹に営巣する。ノウサギを主な食物とし、テン、ヤマドリ、シマヘビなどを林内や林縁で採餌する。全国の生息数は900から1000羽程度と言われている。雌雄で生活し縄張りは13ないし25km²で、平均20km²と言われている。近年数が減少しているが、原因は、伐採、レジャー施設建設のほか、ダム建設、林道建設があげられている。イヌワシと同じく繁殖期初期には人間の接近や騒音に敏感となり、人為攪乱による営巣放棄が起こりやすい、と環境省は警告している。

南摩ダム建設予定地周辺では、1999(平成11)年3月に飛翔が確認されたのを受けた調査により、同年4月～6月に約80回、同年11月～2001(平成13)年8月に約470回確認されており、南摩川に隣接する栗野川流域で1番の営巣が確認され、2000(平成12)年～2001(平成13)年の繁殖期には繁殖の成功が確認されている(甲C第62号証)。

しかし、南摩ダム建設によるノウサギなど餌となる哺乳類の生息地の消滅、ダム建設に伴う騒音、振動の影響による営巣放棄の可能性等を考慮すれば、南摩ダム建設行為は、クマタカの繁殖行為、採餌行為に重大な悪影響を与えるものとして種の保存法9条にいう損傷として違法となり得るものである。

② オオタカ、ハヤブサ

オオタカは、カラス大の猛禽類で森林や森林に隣接した草地でハトなどの小型鳥類を餌として生活している。繁殖期には山地の林に棲み、秋冬期には農耕地、市街地などにも出現することがある。巣はアカマツなどの針葉樹の枝の付け根に作る。生息数は1996(平成8)年において全国で1000羽程度と言われている。現在生存を脅かすものとして生息地でのゴルフ場などのレジャー施設建設、

住宅地開発などが指摘されている。営巢中、人の接近により営巢を放棄する例があるなど、人、騒音などによる営巢放棄が報告されている。

ハヤブサは中型の猛禽類で崖に営巢し、中小型鳥類を餌として捕食する。全国で700から1000羽程度と推定され、繁殖地は全国で230箇所、繁殖番数は230番という数である。生息を脅かす大きな原因は、河川開発、海岸開発などによる崖面の消失、採餌条件の悪化が指摘されている。

オオタカについては調査がなされ、南摩ダム建設予定地周辺では4番が生息しており、そのうち2番が湛水予定地を縄張りにしていることが判明している。なお、ハヤブサについては、クマタカやオオタカのような調査は行われていない(甲C第62号証)。

いずれにせよ、南摩ダム建設によって、オオカタやハヤブサの生息地そのものが消失し、あわせて餌である中小型鳥類も著しく減少し、採餌行為が制限されることは明らかである。これまた、南摩ダムの建設は、種の保存法9条にいう損傷に該当し違法な行為となり得ることは明らかである。

(4) 小括

以上のとおり、思川開発事業は、南摩ダム建設予定地およびその周辺地域に生息する国内希少野生動植物種であるクマタカ、オオタカおよびハヤブサの生息地を減少させ、これらの生存を断ち切ることは確実であり、このままダム建設を続行してこのような結果を生じさせることは種の保存法9条に反する違法な行為となるであろうこともまた確実である。

にもかかわらず、そのことをまったく考慮せずにダム建設工事を実行することは、生物多様性に対する影響について、事前に、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき生物多様性の保全について適正に配慮しなければならないという、条理法上および生物多様性条約14条1項に基づく環境影響評価義務に反する違法な行為であるといわなければならない。

8 南摩ダム湖の水質の問題

1982(昭和57)年度～1991(平成3)年度における、南摩ダム湖への予定流入水の全チッソ及び全リンの含有量については、前記4(1)で述べたとおりで

ある。

2001年環境調査結果から、それ以降の予定流入水の全チツソ及び全リンの含有量をみると次のとおりである（甲C62号証）。

黒川（山口橋）	全チツソ0.58mg/ℓ～0.93mg/ℓ
	全リン0.007mg/ℓ～0.010mg/ℓ
大芦川（くねの原橋）	全チツソ0.65mg/ℓ～0.78mg/ℓ
	全リン0.005mg/ℓ～0.008mg/ℓ
南摩川（ダムサイト）	全チツソ1.03mg/ℓ～1.60mg/ℓ
	全リン0.004mg/ℓ～0.011mg/ℓ

やはり、全チツソについては、すべての流入水が特別な基準をも上回っており、また、全リンについては、いずれも特別の基準はクリアーしているものの、一般的基準についてはぎりぎりクリアーしているという状態である。

したがって、前記4、(3)で述べたとおり、本件南摩ダム湖の貯留水が富栄養化して、カビ臭の原因となる植物プランクトンを増殖させる蓋然性は高いと言わなければならない

また、水質の悪化は、カビ臭の問題の外にも、トリハロメタンの生成をも引き起こすおそれもあるのであり、南摩ダムに貯留された水は、飲料用に適した水ではなく、これを浄化するためにさらに膨大な費用を要することは確実である。

これまた、思川開発事業の実施は、水質問題についても、事前に、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正に配慮しなければならないという、条理法上の行政上の環境影響評価義務を尽くさない、違法な行為であるといわなければならない。

9 結論

以上のように、思川開発事業については、自然環境に極めて重大な影響を及ぼすおそれが大きく、また、生物多様性の破壊に関しては生物多様性条約に反するとともに、種の保存法で国内希少野植物種として指定されたクマタカ、オオタカおよびハヤブサ

に対しては同法9条に違反する結果となることが確実であるにもかかわらず、条理法上及び生物多様性条約に基づく、事案に即した適切な環境影響評価が実施されておらず、環境影響評価義務を怠った違法な事業という他ない。

このような違法であることが明らかな事業について、栃木県をはじめとする関係自治体に対し、費用の負担を求める水資源機構の賦課行為も違法であることは明らかであり、この賦課行為に基づき栃木県をはじめとする関係自治体の執行機関が、漫然と負担金を支出する行為は、財務会計上の誠実義務に反する違法な行為であるといわなければならない。

第3 湯西川ダム建設事業における環境影響評価義務違反

1 1985年環境影響評価の問題点

湯西川ダム建設事業についても、国交省は、「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（昭和53年7月1日建設次官通知、甲B第113号証）に基づき環境影響評価（以下「1985年環境影響評価」という）を実施し、1985（昭和60）年6月にその結果をまとめた「湯西川ダム環境影響評価書」（以下「1985年評価書」という）を作成した（甲D第10号証）。

この次官通達に基づく環境影響評価は、評価項目が公害や自然環境に限定されている上、代替案と比較検討や内容の適正を審査する制度的手当がないといった根本的な問題点があり、この通達に従っただけの環境影響評価では、到底、適正な環境影響評価がなされたものと評価することができないことは、上記第2の1で述べた（準備書面7、14及び15でも詳述した）とおりである。

現に、1985年評価書には、湯西川ダム建設事業で最大の影響を受ける建設予定地及びその周辺地域の人の生活環境についての記載がまったくなく、また、全体でもB5判サイズで66頁しかなく、そのうち環境に及ぼす影響（第2章）と環境保全対策（第3章）について記載されているのは、その半分以下の30頁で、環境影響評価の最重点項目である「環境の予測と評価」と「環境保全対策」については、前者がわずか6頁、後者に至っては2頁しかない。

内容的にも、後述のとおり、ダムサイトの赤下地区には、地形上極めて希少な風穴

が存在し（甲C第59号証77頁）、エゾヒョウタンボク等の生育地となっているにもかかわらず、「湯西川ダム湛水区域及びその周辺には、貴重な地形・地質は分布しない。」（40頁）として、これを見落としている。

また、生物関係では、最も配慮が要求されるイヌワシやクマタカについて、後述のとおり、湯西川ダム湛水区域及びその周辺には、少なくともイヌワシが1番、クマタカが4番も生息しているにもかかわらず、これを見落とし、イヌワシについては、「イヌワシの営巣地となるような急峻な地形はない」（51頁）、「イヌワシ営巣地は水没地にはない。」（61頁）との記述しかなく、また、クマタカについては、「山頂付近ではクマタカやハリオアマツバメが飛翔し」（50頁）との記載しかされていない。

さらに、渓谷美に富む自然景観の破壊については、「湛水により、ダム周辺の景観構成は一変するがダム湖の出現により湖面に映える新緑や紅葉は新たな景観が形成されることになる。」（62頁）として一顧だにしていない。

以上のとおり、1985年環境影響評価は、質・量とも古くて不十分なデータを用い、非論理的で不合理な予測を行うなど科学的なものとは言えず、保全対策も中身がなく、環境影響評価の名に値しないものである（甲D第22号証16頁）。

2 湯西川ダム建設予定地周辺地域の生物多様性

(1) はじめに

1985年環境影響評価が余りにもお粗末で、湯西川ダム建設予定地周辺地域の自然環境を適正に把握していなかったことから、国交省では、その後も、多額の費用と時間をかけて、生物多様性、風穴の状況、水質等について調査を継続している。原告らによる情報公開請求によって明らかになった湯西川ダム建設予定地周辺地域の生物多様性の状況は以下のとおりである。

(2) 平成15年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書～甲D第11号証～

湯西川ダム環境調査検討業務は、「ダム事業における環境影響評価法に基づく環境影響評価の考え方を踏まえ、必要な現地調査を実施し、湯西川ダム建設事業に係わる環境影響検討に資するもの」として行われているものである（「平成15年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書」甲D第11号証の本編1-1）が、この2003（平成15）年度版によると湯西川ダム建設予定地周辺地域の生物多様性の状況は次の

とおりである。

植物補足調査では、110科653種が確認され、そのうちノダイオウ、ケヤマシャクヤク、チョウセンキンミズヒキ、ホソバツルリンドウ、タチイチゴツナギの5種は環境省のレッドデータブックに絶滅危惧ⅠB類（ⅠAほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種、後2種）あるいは絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種、前3者）として掲載されている貴重な種である（本編2.1-6）。

陸域特殊性（風穴）調査では、冷気の吹き出す風穴が多数あり、その中でもダムサイトの近接した赤下地区の風穴近辺には絶滅危惧ⅠB類とされるスルガヒョウタンボク及び絶滅危惧Ⅱ類のオニヒョウタンボクの生育地があるとされている（本編2.1-43～46）。

また、清流にしか生息しないイワナの産卵床が105箇所、同じくヤマメの産卵床が26箇所確認され、山地の溪流や湖沼に生息する大型のカワセミ類のヤマセミの営巣地が3箇所、埒（ねぐら）が2箇所確認されている（業務結果の要旨等）。

（3）平成16年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書～甲D第12号証～

2004（平成16）年度には、「栃木県レッドリスト（H16.8.31）が公開されたのを受け、新たにリストアップされた重要な種の中で、当該地域において生息する状況を把握する必要があると考えられるコウモリ類」（本編3頁）、「冬季におけるトモエガモ、イワヒバリ、ヤマドリ、フクロウ、オオアカゲラ、キバシリなど、栃木県レッドリストにより新たに重要な種として上げられた種を中心に生息状況を確認することを目的とした」（本編12頁）重要な種補足調査が行われ、その結果が「平成16年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書」（甲D第12号証、なお栃木県レッドリストは甲C第59号証のレッドデータブックとちぎに記載されている）にまとめられている。

コウモリ類では、2005（平成17）年3月8日～11日の4日間の調査であったが、栃木県レッドリストで準絶滅危惧にランクされているコキクガシラコウモリが確認され（本編9頁）、鳥類では、2005（平成17）年2月23日～25日の3日間であったが、栃木県レッドリストで絶滅危惧Ⅰ類にランクされているクマタカとハヤブサ及び準絶滅危惧類にランクされているヤマドリとキバシリを含め、10目26科46種が確認されている（本編18頁～20頁）。

(4) 平成17年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書～甲D第13号証～

2005（平成17）年度においても、「平成17年3月に発刊された『レッドデータブックとちぎ』の掲載種を主な対象とし、『ダム事業における環境影響評価の考え方』（2000年、河川事業環境影響評価研究会編）を踏まえた重要な種の生息地等を把握する現地調査を実施し、湯西川ダム建設事業における今後の保護・保全に資するための基礎データを収集するため」湯西川ダム環境調査検討業務が行われ（甲D第13号証の本編1.1）、その結果が「平成17年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書」（甲D第13号証）にまとめられている。

植物については、春季調査では19種、夏季調査では12種、秋季調査では17種、合計19科35種の重要な種（レッドデータブックとちぎ掲載種）が確認され、うちイワカラマツ、ベニバナヤマシャクヤク、ツルキケマン、エゾヒョウタンボク、クリヤマハハコ、キンセイラン及びサルメンエビネの7種は環境省のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠB類にランクされているものであり、ノダイオウ、オオビランジ、ハルカラマツ、ケヤマシャクヤク、チョウセンキンミズヒキ、イヌハギ、スズサイコ及びエビネの8種は絶滅危惧Ⅱ類にランクされているものである。なおオオビランジ、イワカラマツ、イヌハギ及びマキエハギの4種は、過去調査での確認記録はなく、この調査で新たに確認された種である（本編2-8）。

コウモリ類については、コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、ヒメホオヒゲコウモリ、モモジロコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、クビワコウモリ、ヒナコウモリ、ニホンテングコウモリ及びニホンコテングコウモリの9種が確認され、ダム湛水予定地区周辺部はコウモリ類の宝庫であることが明らかとなった。これらのうち、ヒメホオヒゲコウモリ、クロホオヒゲコウモリ及びクビワコウモリの3種は、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠB類にランクされているものであり、ヒナコウモリ、ニホンテングコウモリ及びニホンコテングコウモリの3種は絶滅危惧Ⅱ類にランクされているものである。なお、夏季に確認したクビワコウモリは栃木県における初記録である（本編2-22）。

レッドデータブックとちぎで絶滅危惧Ⅱ類にランクされているカワネズミについては、11地点で16個体が確認されており（本編2-33）、コウモリ類とカワネズミ以外の哺乳類では、春季調査で11種、夏季調査で16種、秋季調査で12種

合計16種が確認された。そのうちジネズミ、ヒメヒミズ、ヤチネズミ、スミスネズミ及びアナグマの5種がレッドデータブックとちぎ掲載種で、ニホンカモシカは特別天然記念物であった（本編2-46）。

鳥類については、14目35科89種が確認され、そのうち、チュウサギ、オシドリ、マガモ、ミサゴ、オオタカ、クマタカ、ハヤブサ、ヤマドリ、アオバト、コノハズク、アオバズク、フクロウ、ヨタカ、オオアカゲラ、サンシュウクイ、ノビタキ、クロツグミ、コサメビタキ、キバシリの19種がレッドデータブックとちぎ掲載種であった（本編2-54）。

両生類については、トウホクサンショウウオ、アズマヒキガエル、ヤマアカガエル、ツキガエル、モリアオガエル及びカジカガエルの2目3科6種が、爬虫類については、トカゲ、カナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、ジムグリ、アオダイショウ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ及びマムシの4科10種が重要な種（レッドデータブックとちぎ掲載種）として確認された（本編2-65）。

魚類については、8科17種が確認され、うちアブラハヤ、シマドジョウ、ニッコウイワナ及びカジカの4種が重要な種（レッドデータブックとちぎ掲載種）であった（本編2-78）。

陸上昆虫類については、13目155科1091科が確認され、そのうち、ムカシトンボ、ムカシヤンマ、ヒシウンカモドキ、チッチゼミ、エゾゼミ、ベニモンマキバサシガメ、ムラサキトビケラ、キバネセセリ、オオチャバネセセリ、オナガシジミ、カラスシジミ、ミドリシジミ、ヒメシジミ、ウラミスシジミ、コムラサキ、オオムラサキ、ツマグロキチョウ、ヨシノキシタバ、ヨシトウ、ホソヒメクロオサムシ、ナカネダルマガムシ、ヒメオオクワガタ、アイヌテントウ、ムツキボシツツハムシ及びアルマンアナバチの26種が重要な種（レッドデータブックとちぎ掲載種）であり、また、ヒメウンカモドキ、オナガシジミ、ウラミスシジミ、ナカネダルマガムシ、及びムツキボシツツハムシの5種は過去調査での確認記録はなく、本調査により新たに確認された種であった（本編2-89）。

底生動物については、春季調査によって7綱18目62科162種が確認され、そのうちムカシトンボ、トワダカワゲラ属の1種（トワダカワゲラかミネトワダカワゲラかの同定は困難とのこと）及びムラサキトビケラの3種が重要な種（レッド

データブックとちぎ掲載種)であった(本編2-97)。

陸産貝類については、4目16科50種が確認され、そのうちナガタネガイ、ヤマトキバサナギガイ、キセルモドキ、クニノギセル、ヤマコウラナメクジ、スジキビ、ニッコウヒラベッコウ、カントウベッコウ、ツノイロヒメベッコウ及びカワナビロードマイマイの10種が重要な種(レッドデータブックとちぎ掲載種)であった(本編2-103)。

(5) 平成18年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書～甲D第14号証～

2006(平成18)年度においても、「平成17年3月に発刊された『レッドデータブックとちぎ』の掲載種を主な対象とし、『ダム事業における環境影響評価の考え方』を踏まえた生息地等の現地調査を実施し、湯西川ダム建設事業における今後の保護・保全に資するための基礎データを収集するため」湯西川ダム環境調査検討業務が行われ(甲D第14号証の本編1.1)、その結果が「平成18年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書」(甲D第14号証)にまとめられている。

植物については、対象種69種中、27種の重要な種が確認されたほか、トキホコリ、チチッパベンケイ、テイネニガクサの3種の重要な種が新規に確認された。また、特に留意して調査している33の対象種のうち、イワヒバ、ウサギシダ、ミヤマツチトリモチ、ノダイオウ、マネキグサ、アイズヒメアザミ、スズラン、コアゼテンツキ、サルメンエビネ、ギンラン、ジガバチソウ、ハクウンランの12種が確認されている(本編2-17)。

付着藻類については、2006(平成18)年7月に底生動物(トワダカワゲラ類)調査において、付着藻類の重要な種であるタンスイベニマダラ及びニホンカワモズクが確認されたことから、11月と12月のそれぞれ4日間調査したところ、対象種11種のうち、ニホンカワモズク、タンスイベニマダラ、イズミイシノカワ、カワノリの4種が確認された(本編2-31)。

コウモリ類については、2005(平成17)年度の調査ではダム事業実施区域内における生息状況が不十分であったカグヤコウモリ及び栃木県初の記録種であったクビワコウモリを中心に11種を対象種として調査したところ、ヒメホオヒゲコウモリ、カグヤコウモリ、モセジロコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、クビワコウモリ、ヒナコウモリ、テングコウモリ、コテングコウモリの7種が確認されている

(本編2-44)。

陸上昆虫類については、過去、湯西川ダム周辺で確認された重要な種の生息分布を把握することを目的に調査をしたところ、56種の重要な種のうち18種が確認されたほか、マイコアカネ、クワヤマハネナガウンカ、タガメ、フジミドリシジミ、ネグロクサアブ、ツマグロコメツキの6種の重要な種が新規に確認されている(本編2-60)。

底生動物については、ダム事業実施区域内における生息状況の把握が不十分であったトワダカワゲラ、ミネトワダカワゲラ、ムラサキトビケラの3種を中心に9種を対象種として調査をしたところ、モノアラガイ、ムカシトンボ、ミネトワダカワゲラ、ムラサキトビケラ、アカツヤドロムシの5種が確認されている。

陸産貝類については、過去、湯西川ダム周辺で確認された重要な14種を中心に32種を対象種として、生息分布状況を把握することを目的に調査をしたところ、10種(14種の中ではハチジョウヒメベッコウ)が確認されたほか、新たにカサネシタラガイが確認されている(本編2-72)。

(6) 平成17年度湯西川流域猛禽類調査検討業務結果報告書～甲D第15号証

猛禽類については、上記イ～オの湯西川ダム環境調査検討業務とは別個に、「湯西川流域及びその周辺に生息する猛禽類について現地調査を行い、その生息状況を把握し、湯西川ダム建設事業に係わる猛禽類の保全策を検討するための基礎資料を作成する」ための調査が行われており、その2005(平成17)年度における調査結果をまとめたものが「平成17年度湯西川流域猛禽類調査検討業務結果報告書」である(甲D第15号証の1頁)。

調査対象は、「平成16年に公表された『栃木県版レッドリスト』の掲載種であるオジロワシ、クマタカ、イヌワシ、オオワシ、オオタカ、チュウヒ、ハヤブサ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、サシバ、ハイイロチュウヒ及びコチョウゲンボウの13種である(甲D第15号証の1頁)。

このうち、オジロワシ、クマタカ及びイヌワシの3種は環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧ⅠB類に、オオワシ、オオタカ、チュウヒ及びハヤブサの4種は絶滅危惧Ⅱ類に、ミサゴ、ハチクマ及びハイタカの3種は準絶滅危惧類にランクされている(甲D第15号証の2頁)。

この報告書によると、クマタカ、イヌワシ、オオタカ、チュウヒ、ハヤブサ、ミサゴ及びハイタカの7種については、通年確認することができ、オジロワシ、オオワシ、ハイイロチュウヒ及びコチョウゲンボウの4種については冬期に、ハチクマ及びサシバについては春期～秋期にそれぞれ確認することができるとのことである。

オジロワシ、オオワシ、クマタカ、イヌワシ、オオタカといった大型の猛禽類は生態系の頂点に君臨する生物であり、これらの野生動物が湯西川ダム建設予定地周辺で見られ、また、クマタカに関しては、1995（平成7）年以降、4番（つがい）について繁殖状況が調査されている（2頁）ということは、同地域がいかに生物多様性に富んでいるかを示している。

しかし、他方で、2004（平成16）年及び2005（平成17）年の2年間で合計3回の繁殖中断が確認されており、湯西川ダム建設工事との関連が疑われるところである（2頁）。

（7）平成18年度湯西川流域猛禽類調査検討業務結果報告書～甲D第16号証

2006（平成18）年度においても、オジロワシ、クマタカ、イヌワシ、オオワシ、オオタカ、チュウヒ、ハヤブサ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、サシバ、ハイイロチュウヒ及びコチョウゲンボウの13種を対象種に調査が行われたが、湯西川流域では、そのうちクマタカ、イヌワシ、オオタカ、ハヤブサ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、サシバの8種が確認されている。

湯西川流域で見られる4番のクマタカについては、2番が繁殖に成功したものの、うち1番については巣立ち直後に幼鳥が死亡している。この4番が調査と対象となった1998（平成10）年度以降の9年間で、繁殖に成功したのは9ケースしかなく、繁殖率は25%と極めて低い。湯西川ダム建設工事との関連が疑われるところである。

（8）小括

以上のとおり、ダム湛水予定地区周辺部は、これまでの調査によって、実に多様な野生動植物の宝庫となっていることが明らかとなった。しかも、調査をすればするほど新たな種が確認されている。

1985年評価書（甲D第10号証）ではこのような詳細な調査報告はなされていないのであり、このことは、湯西川ダム建設事業の計画決定にあたって行わ

れた1985年環境影響評価が極めて杜撰であり、環境保全のために実効性あるものとは到底言えないものであったことを示している。

3 生物多様性条約と湯西川ダム建設事業

(1) はじめに

このようにダム湛水予定地区周辺部が多様な野生動植物の宝庫となっていることが明らかになったのであるから、生物多様性条約が発効した1993（平成5）年12月29日以降においては、日本政府は、同条約に基づき、その国際的義務として、その生物多様性を保全すべき義務を負っていることから、そのための方策として、改めて同条約14条1項に基づき、事案に即した実効性ある環境アセスメントを行い、その結果に基づき、影響の回避（湯西川ダム建設事業計画の中止）、影響の最小化（湯西川ダム建設事業計画の変更）、代償（植物については移植）の3段階からなるミティゲーションを検討しなければならなくなったといわなければならない。

しかしながら、前述のとおり旧建設省の実施した1985年環境影響評価（その内容は1985年評価書）は、調査、予測、評価結果とも、極めて杜撰であり、同条約14条1項にいう環境影響評価義務を尽くしたとみることはできない。

(2) 1985年環境影響評価以降も環境に対する影響が検討不足であること

では、1985年環境影響評価以降の各種調査の結果を踏まえて、生態系の変化について、科学的な調査、検討がなされているであろうか。

結論を言えば、これらはまったくなされていない。

上記前記2（2）で述べた赤下地区の風穴近辺に生育するスルガヒョウタンボクやオニヒョウタンボクについては、ダム湖によって生育地が消失することから、近隣の日陰地区の風穴近辺に移植することが予定されているようである（甲D第11号証の本編 2.1-66）が、これについては、近隣地区の風穴であるにもかかわらず、日陰地区の風穴近辺にはこれらの種が生育していなかったことがまったく考慮されていないといった問題点を指摘できる。

また、猛禽類については、上記2（6）及（7）で述べたように湯西川流域猛禽類調査検討業務が行われ、また、2004（平成16）年3月4日より、「事業の進捗に対応したプレモニタリングを行い、保全対策の妥当性、プレモニタリング手法

の妥当性、保全対策の評価等を実施することにより、『地域に調和した豊かな生態系』の保全を実現していくため『湯西川ダム希少猛禽類プレモニタリング検討委員会』を設置しているが、「実は猛禽類のことだけを考えるとダム建設はほとんど進まないことになると思います。ここはいわゆるアセス法が通る前からの事業ですので、事業を行いながら猛禽類を保護するという一方で、両方が歩み寄りながらやることは一つ大事な点だと思いますので、なんとか折り合いがつくように、なおかつ繁殖がうまくいくように、最善の努力をお願いしたいと思います。」との2006（平成18）年3月30日に開催された第5回湯西川ダム希少猛禽類プレモニタリング検討委員会における委員長挨拶にもあるとおり（甲D第15号証の委員会資料・2-2-1～2）、これらは湯西川ダム建設事業を前提にした上での対策を検討するものに過ぎない。

そもそも環境影響評価は、環境に影響を与えるおそれのある行為の実施・意思決定に当りあらかじめ環境への影響について適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について配慮しようとする方策であり、環境保全について要求される環境配慮については、影響の回避、最小化及び代償措置の3段階からなるミティゲーションが要求されるものである。

しかるに、湯西川流域猛禽類調査検討業務及湯西川ダム希少猛禽類プレモニタリング検討委員会は、湯西川ダム建設事業を前提にした上での対策を検討するものでしかなく、真の環境影響評価とは言えないのである。

（3）小括

前記（2）で引用した第5回湯西川ダム希少猛禽類プレモニタリング検討委員会における委員長挨拶は、裏を返せば、猛禽類の保護を真摯に検討するのであれば、また、アセス法（1997年制定の環境影響評価法のこと）に基づく環境影響評価を実施していたなら、湯西川ダム建設事業は中止になっていたということを意味している。

以上のとおりであるから、事案に即した実効的な環境影響評価がなされないまま事業計画が決定、実施されている湯西川ダム建設事業は、生物多様性条約14条1項に違反する違法な事業というほかない。

4 種の保存法との関係について

(1) はじめに

前記2(6)及び(7)のとおり、湯西川ダム建設予定地周辺において、種の保存法により国内希少野生動物種として指定されている、イヌワシ、クマタカ、オオタカ、オジロワシ、オオワシ、ハヤブサの6種の生息が確認されている。うちクマタカとオオタカについては繁殖も確認されており、ダム建設予定地周辺は、これら指定種の重要な生息地となっている。湯西川ダム建設事業は、これら指定種をして営巣を放棄せざるを得ない状態に陥らせるなど、その生息環境に著しい影響を与えるであろうことは必至であるが、国交省は、現在大規模な周辺工事を行っている。国交省によるダム工事が進行することは、種の保存法に反する違法な行為となることが確実である。

(2) 湯西川ダム建設事業による国内希少野生動植物種への影響

湯西川ダム予定地周辺に生息する国内野生動植物種の指定を受けた猛禽類として、イヌワシ、クマタカ、オオタカ、オジロワシ、オオワシ、ハヤブサの6種の生息が確認され、このうちこれまでに繁殖が確認されているのはクマタカ及びオオタカだけであるが、イヌワシについては成鳥・雄個体による枝をつかみながらの飛翔やペアによる交尾も確認されており(甲D第14号証の本編62頁)付近で繁殖をしている可能性もある。

① イヌワシ(甲D第17号証の102頁)

種の保存法4条3項、施行令1条、別表第1で、国内希少野生動植物種として指定されている。イヌワシは大型の猛禽類で全国で500羽以下といわれており、そのため番(つがい)数としては200から300番程度ではないかと推測される。営巣場所は急峻地の岩棚や大木であり、主な食物はノウサギ、テン、ヤマドリ、シマヘビなど中型の哺乳類、鳥類や爬虫類を採餌する。翼開長は2m前後ある。生物学的特性としては、険しい山岳地帯に雌雄2羽で生活し、季節による移動はあまりしない。番ごとに大きい行動圏を有し、20から60km²の範囲に及ぶとされている。環境省の絶滅危惧種情報によれば、近年、森林伐採、スキー場建設などによる生息環境の減少、ダム建設や林道工事による攪乱が生じ、存続を脅かす原因となっているそうである。

ダム建設予定地周辺は、ノウサギをはじめとするテン、イタチなどの小型、中型哺乳類も多数生息し、ヤマドリ、キジバトなどの鳥類やシマヘビも多く、イヌワシの採餌環境としても整っている（甲D第10号証の49～56頁）。

では、ダム建設によるイヌワシへの影響はどのようなのか？

ダム建設によってノウサギは、生息地を広範囲にわたって失い、ダム周辺では絶滅する可能性さえ存在する。テン、イタチなどの哺乳類も、数が減少し、ダム建設によってその生息地を奪われる。つまり、イヌワシの生息環境として、まず採餌行為が著しく制限されることである。餌の存在しない場所にイヌワシが生息するはずはない。

また、ダム建設行為に伴う騒音、振動、広大なダム湖が出現することによって繁殖行為に影響が及ぶ可能性もある。実際に、付帯工事が始まっているためか、交尾等が確認されるものの繁殖までは確認されていない。このままダム本体工事が始まれば、イヌワシの繁殖行動が困難ないし不可能になる危険性が高い。環境省ですら、イヌワシは「繁殖期初期には人間の接近や騒音に敏感となり、人為攪乱による営巣放棄が起こりやすい」と警告しているほどである。

このような事情からは、湯西川ダム建設事業は、イヌワシの繁殖行動、採餌行動に重大な悪影響を及ぼし、生息環境の著しい悪化を招来することは確実であって、その遂行は種の保存法9条にいう損傷に該当する違法行為となってしまうと断ずることができる。

② クマタカ（甲D第17号証の100頁）

クマタカの生態等については、上記第2の7（3）①で詳述した。イヌワシと同じく大型の猛禽類で、急傾斜地の大木、特に針葉樹に営巣する。

湯西川ダム建設周辺では4番の生息が確認されているが、繁殖が確認されたのは1995（平成7）年から2005（平成17）年までの11年間で合計10回に過ぎない。

餌となるノウサギなどの哺乳類の周辺からの絶滅の危険性、ダム建設に伴う騒音、振動の影響による営巣放棄の可能性、営巣木の大部分がダム湖に沈む結果、営巣できる可能性の消滅のおそれ等を考慮すれば、湯西川ダム建設事業は、クマタカの繁殖行為、採餌行為に重大な悪影響を与えるものとして種の保存法9条に

いう損傷として違法となり得るものである。

③ オオタカ（甲D第17号証の154頁）

オオタカの生態等については、上記第2の7（3）②で詳述した。

オオタカについても、クマタカ同様、餌となるノウサギなどの哺乳類の周辺からの絶滅の危険性、ダム建設に伴う騒音、振動の影響による営巣放棄の可能性、営巣木の大部分がダム湖に沈む結果、営巣できる可能性の消滅のおそれ等を考慮すれば、湯西川ダム建設事業は、その繁殖行為、採餌行為に重大な悪影響を与えるものとして種の保存法9条にいう損傷として違法となり得るものである。

④ ハヤブサ（甲D第17号証の160頁）

ハヤブサの生態等についても、上記第2の7（3）②で詳述した。

湯西川ダム建設予定地周辺は崖地形が多く、このような崖地にハヤブサが生息している。おそらくダム湖予定地内にも生息していると推測される。したがって、湯西川ダム建設事業によって、生息地そのものが消失し、あわせて餌である中小型鳥類も著しく減少し、採餌行為が制限されることは明らかである。これまた、湯西川ダム建設事業は、種の保存法9条にいう損傷に該当し違法な行為となり得ることは明らかである。

⑤ オジロワシ（甲D第17号証の96頁）、オオワシ（同152頁）

オジロワシは、北海道の海岸や湖沼周辺で繁殖する大型のワシで、翼開長は200～245cm、魚類や水鳥を餌にし、北海道や本州北部で越冬する。冬期北海道と本州北部で越冬するのは550～850羽と推定されるが、極東全体の正確な個体数は不明とされる。

オオワシは、ロシア極東に分布する大型のワシで、翼開長は220～250cm、ロシアのオホーツク海周辺地域で繁殖し北海道が主要な越冬地となっている。魚類と水鳥を主な餌とするが越冬地での餌不足により、漁業活動から供給される魚に大きく依存している。総個体数は6000～7000と推定されているが、1990年代はスケトウダラ漁獲量の減少とともに越冬個体数も減少し、最近では1400～1700羽が北海道東部を中心に各地に分散して越冬している。

オジロワシ及びオオワシが湯西川ダム建設予定地周辺で越冬しているということは、これらの地域に餌となる魚類や水鳥が沢山生息していることを示すもので

あるが、湯西川ダム建設事業によって、これらの餌となる魚類や水鳥の生息地が消失し、採餌行為が制限されることは明らかである。 これまた、湯西川ダム建設事業は、種の保存法9条にいう損傷に該当し違法な行為となり得ることは明らかである。

(3) 小括

以上のとおり、湯西川ダム建設事業は、ダム建設予定地およびその周辺地域に生息する希少野生動植物種であるイヌワシ、クマタカ、オオタカおよびハヤブサの生息地を減少させ、またオジロワシ及びオオワシの採餌行為を制限し、これらの生存を断ち切ることは確実であり（高松意見書一甲D23）、このままダム建設を続行してこのような結果を生じさせることは種の保存法9条に反する違法な行為となるであろうこともまた確実である。

にもかかわらず、そのことをまったく考慮せずにダム建設工事を実行することは、生物多様性に対する影響について、事前に、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき生物多様性の保全について適正に配慮しなければならないという、条理法上および生物多様性条約14条1項に基づく環境影響評価義務に反する違法な行為であるといわなければならない。

5 湯西川ダム建設による景観上の影響

湯西川ダム建設予定地周辺地には、湯西川の流れが作った自然豊かな溪谷が存在している（甲D第1号証、甲D第18号証）。

しかし、ダム建設はその景観を喪失させてしまう。ダムの存在は、水没を免れた他の溪谷部分の景観をも損ねる。また、湯西川ダム建設は、水没を免れた部分の溪谷美に重大な悪影響を与える。すなわち、湯西川溪谷は、時折やってくる洪水によってその岩肌の表面が洗い流されることにより美しい岸壁美が維持されてきたのである。ところが、ダム建設により水の流れが堰き止められてしまい、溪谷の岩肌を洗い流す水が流れなくなり、その結果、溪谷の岩肌にはコケが生じ、やがては草木が生い茂り、溪谷の様相は大きく変わり、現在の溪谷美が失われてしまう。

しかるに、1985年評価書（甲D第10号証）では、「湯西川ダムの建設により、日光国立公園内の一部分が改変されるが、湛水により新たな自然景観が出現し、また

自然と人工の組み合わせられた景観が形成される。さらに、ダム堤体及び周辺道路は、これまでと眺望点を提供することとなる。」(66頁)とするのみであり、これ以外に景観の破壊について調査検討した形跡はない。

湯西川ダム建設事業については、景観問題についても、事前に、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正に配慮しなければならないという、条理法上の環境影響評価義務を尽くさない、違法な行為である。

6 ダム湖の水質の問題

湯西川ダムについても、湯西川温泉の下流部に計画されていることから、ダム湖には湯西川温泉から排出される栄養塩類(窒素とリン)が流れ込むことになる。「平成17年度湯西川水質検討業務報告書」(甲D第19号証)によると、2005(平成17)年度においては、湯西川温泉の直下流部で年平均の総窒素が0.47mg/l、総リンが0.031mg/lといずれも上記基準を上回る値が検出されている。2006(平成18)年度もほぼ同様である(「平成18年度湯西川水質検討業務報告書」～甲D第20号証)

これほど栄養塩類濃度が高いと、ダム湖における藻類の異常増殖が必ず進行し、ダム湖の水質が悪化する。その結果、水道水の異臭問題が生じる蓋然性が極めて高いのである。

また、主としてフミン質等の有機物によって、発ガン性の疑いのある有害物質であるトリハロメタンを発生させるおそれもある。

以上のとおりであるから、湯西川ダムに貯留された水は、飲料用に適した水ではなく、これを浄化するためにさらに膨大な費用を要することは確実である。

これまた、湯西川ダム建設事業は、水質問題についても、事前に、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正に配慮しなければならないという、条理法上の環境影響評価義務を尽くさない、違法な行為であるといわなければならない。

7 結論

以上のように、湯西川ダム建設事業については、自然環境に極めて重大な影響を及

ばすおそれが大きく、また、生物多様性の破壊に関しては生物多様性条約に反するとともに、種の保存法で国内希少野植物種として指定されたイヌワシ、クマタカ等に対しては同法9条に違反する結果となること、さらには景観を損ね水質も悪化することが確実であるにもかかわらず、条理法上及び生物多様性条約に基づく、事案に即した適切な環境影響評価が実施されておらず、環境影響評価義務を怠った違法な事業というほかない。

第4 ハッ場ダム建設事業における環境影響評価義務違反

1 1985年環境アセスメント

「ハッ場ダム建設事業」（甲B第32号証）によると、国交省は、「自然環境に関しても昭和54年以来、地形、地質、水質、植物、動物、景観についての現地調査を実施し、昭和60年12月『建設省所管事業に係わる環境影響評価に関する当面の措置方針について』（昭和53年7月1日建設事務次官通達）に基づき、環境アセスメントについては完了し、…その後もハッ場ダム工事事務所では、環境対策の充実に向けた各種調査を継続的に取り組んでいます。」（4-1頁）としており、本件ハッ場ダム建設事業について、事業決定に先立ち、建設事務次官通達「建設省所管事業に係わる環境影響評価に関する当面の措置方針について」に基づく環境影響評価（以下「1985年環境アセスメント」という）が実施されたことがわかる。

その結果をまとめたものが1985（昭和60）年12月付け「ハッ場ダム環境影響評価書」（以下「1985年アセス書」という、甲B第33号証）である。

そもそもこの次官通達に基づく環境影響評価は、評価項目が公害や自然環境に限定されている上、代替案との比較検討や内容の適正を審査する制度的手当がないといった根本的な問題点があり、この通達に従っただけの環境影響評価では、到底、適正な環境影響評価がなされたものと評価することができない。

現に、1985年アセス書には、本件ハッ場ダム建設事業で最大の影響を受ける建設予定地、水没予定地及びその周辺地域の人の生活環境についての記載がまったくなく、また、自然環境部門では、詳細は後述するが、一見しただけでも、最も配慮しなければならないイヌワシについて、「営巣地は、淡水区域内にはない。・・・淡水区域

周辺には広大な森林域が残されているため影響は少ない。」(69頁)としか評価しておらず、溪谷美に富む吾妻峡の自然景観についても、「八ッ場ダム建設により、吾妻峡の一部は水没することとなるが、下流部の景観は残されることから、自然景観への影響は問題ない。」(75頁)とする等の問題を指摘することができるのであり、1985年環境アセスメントが環境保全のために実効性あるものであったことは、到底いうことはできない。

そこで、後記2では八ッ場ダム建設が人の生活環境に与える影響について、また、後記3以下では八ッ場ダム建設が自然環境に与える影響について、事案に即した環境影響評価がなされていないことをさらに詳論する。

2 生活環境に与える影響

(1) 問題の所在

八ッ場ダム建設事業は、自然環境の破壊だけでなく、ダム建設予定地、水没予定地及其周辺の住民の生活環境の破壊をもたらす。特に、八ッ場ダムについては、建設が構想されてから半世紀以上にわたって、地元住民は計画に翻弄されてきた。八ッ場ダム建設事業による住民の生活環境の破壊は、自然環境の破壊以上に甚大で現実的かつ長期間にわたるものなのである。

したがって、事業者である国交省は、自然環境のみならず住民の生活環境の破壊という影響についても予測・評価をして、ミティゲーション(具体的には、第一に地元住民の生活破壊を回避することを考え、回避ができないとしても、次いで極力その影響を極力最小限のものとするべきであり、それらができない場合にはじめて代わり措置による補償をする)を行うべき条理法上の義務があることになるが、1985年アセスメントではこの義務がまったく尽くされていないことは前述したとおりである。

その結果、以下に述べるとおり、地元住民の生活再建は全く等閑視されてしまっているのである。

(2) 八ッ場ダム建設による地元への影響

八ッ場ダム建設による地元への影響は、群馬県長野原町の川原畑、川原湯、横壁、林及び長野原の5地区並びに同県吾妻町(現在の東吾妻町、以下同じ)の3地区に

及ぶ。1980（昭和55）年当時、川原湯温泉を擁する川原湯地区201戸と川原畑地区79戸の合計280戸の全戸水没をはじめ合計340戸（人口にして1170人）が水没予定である。

ダム建設予定地は吾妻溪谷の手前、兩岸の谷が徐々に狭まっていく場所である。同地住民は、周辺に適当な代替地がなく、犠牲が余りに大きいという理由から、長年ダム建設に反対してきた。

現地の生活再建に関しては、1980（昭和55）年11月に群馬県が長野原町に対し生活再建案を提示し、1985（昭和60）年11月に長野原町長は群馬県知事と生活再建案について包括的な合意をし、覚書を作成した。当初、国交省への反発が強かった地元住民だが、国の意向を代行して硬軟取り混ぜての切り崩しを図った群馬県、そして背後に隠然と控える国に抵抗するのも、もはや限界だったのである。

その後、1990（平成2）年に建設省と群馬県が水没5地区の再建対策計画である地域居住計画を作成し、関係全世帯に配付した。1992（平成4）年7月には、長野原町と群馬県知事及び関東地方建設局長は「八ッ場ダム建設事業に係る基本協定書」を、八ッ場ダム工事事務所長と水没5地区各代表は「用地補償調査に関する協定書」をそれぞれ作成した。また、1995（平成7）年11月には、吾妻町でも上記協定書が作成され、水源地域特別措置法に基づく水源地域整備計画が閣議決定された。

（3）国交省が考える生活環境の保全対策

国交省は、八ッ場ダム建設事業中で、「八ッ場ダムは、現地再建を基本とした生活再建を行う事としているので、温泉街を含めた水没5地区の生活再建については、関係地区間の調整を図るとともに代替地の提供者等の理解を得て、関係者の生活再建を最優先に事業を進めていきます。」（甲B第32号証、5-2頁）としており、ミティゲーションについては、影響の回避や最小化ではなく、補償を前提にしている。一般にダムによって土地を奪われる住民は別の土地に移住するが、現在の本件八ッ場ダム建設事業計画では、山の中腹に代替地を造成し、集落ごとに移転して生活を再建する方式を採用することになっている（現地ずり上がり方式）。

予定では2005（平成17）年度から水没予定者の代替地への移転が始まるこ

とになっているが、以下に述べるように、生活再建を最優先にしてハッ場ダム事業が進められているとは到底いえず、また水没予定者の代替地への移転は極めて困難な状況にある。

(4) 生活再建方式の破綻

国も群馬県も全国初の画期的プランと同方式を自画自賛したが、生活再建の覚書が作成されて25年経ち、6割以上の住民が他所に転出し、同方式の破綻は明らかである。

ことに、国交省は、2003（平成15）年12月に代替地の分譲価格を提示したが、それは、1坪当たり17万5000円近くにのぼる代替地があるなど（甲B第34号証）、現地住民の予想より著しく高額であったことが、住民流出に拍車をかけた。住民側は、国に対し、現実に再建が可能になるよう、分譲価格を最初の半額程度、せめて坪あたり10万円以下に引き下げて欲しい旨要望してきたが、国からの回答はわずか3～4%のみの下げ止まりで、地価は吾妻川下流の方がはるかに低額であった。

(5) 川原湯温泉の問題

水没予定地で最も問題となるのは川原湯温泉である。川原湯温泉は吾妻渓谷の山あいにある風情のある温泉街で、かつては同温泉街が反対闘争の中心であった。川原湯地区は、当初201戸あった世帯数が、2006（平成18）年には90戸足らず人口約350人にまで減少した。

そして、同地区についても、生活再建の見通しは付いていない。川原湯地区の代替地とされているのは打越地区と上湯原地区であるが、国有林があった打越地区こそ代替地造成が進んでいるものの、民有地が入り組んでいる上湯原地区については用地買収も進捗していない。

川原湯温泉街は、当初の計画では、主にこの上湯原地区に移転することになっていたが、仮に川原湯温泉街が代替地に移転することができたと仮定しても、同温泉街の将来は暗い。川原湯温泉の魅力の大きなものは、1つは吾妻渓谷であり、もう1つは風情のある温泉街というイメージである。しかしながら、ダムが完成すると最大の観光資源である吾妻渓谷は失われてしまうことが確実である。また、代替地で経営される新しい温泉街には風情のある温泉街というイメージは乏しい。また、

八ッ場ダムのダム湖は後述するとおり、到底観光資源にはなり得ないところである。さらに、川原湯温泉における温泉旅館経営者には、土地所有者が少ないという現実がある。ダムの補償金は専ら土地所有者を対象に交付されることから、多くの旅館経営者は旅館の再建に必要な資金が十分に得られないという問題がある。加えて、上湯原地区は、上記第6章のとおり、ダム湖の湛水が始まれば、地すべりの危険性が生じる地区でもある。

他方、造成が進んでいる打越地区は、JR川原湯温泉の新駅や温泉の泉源から距離があり、また、土石流を防ぐための巨大な砂防ダムで囲まれた人工的な地区のため、温泉街の移転地としては条件が悪い。しかも、電気や水道などのライフラインの整備も未だ手つかずであり、肝心の温泉もない。道路も水道もこれから整備し、温泉は源泉をポンプアップして1km以上パイプで通すというが、温泉街13軒のうち移転する旅館はせいぜい5、6軒ともいわれている。さらに、北向きで標高の高い代替地は、高齢者や農家にとって条件も悪いといわざるを得ない。

(6) 現地の生活再建のための真の方策

このように、生活再建を最優先にして事業が進められているとはいえないばかりか、生活再建の見通しもないのにダム建設事業だけが先行して進められているのが状況である。

上記生活再建上の諸問題の根源は、事業者である国交省が、本件八ッ場ダム建設事業計画の策定に当たって、地元住民の生活環境の破壊の影響について、適正に予測・評価をして、ミティゲーションを実施するという条理上の環境影響評価義務を果たさなかったことにある。

今の川原湯温泉にとって望ましい方向性は、ダム計画に乗って将来像を描くのではなく、ダム計画を中止して温泉街を現地で復興することである。そして、同温泉街復興のための費用は、現在まで地元住民に対して有形無形の苦痛を与えてきたダム起業者である国と、ダム計画に相乗りした関係都県が負担すべきであろう。

3 自然環境に与える影響

(1) 八ッ場ダム予定地周辺の自然環境

1985年環境アセス書及びそれ以降に国交省が行った調査結果をまとめた「八

ッ場ダム建設事業」(甲B第32号証)の「第4章 環境保全対策」によると、ハッ場ダム建設予定地及びその周辺における植物、動物等の項目毎の概要は、以下のとおりである。なお、以下において、いわゆるレッドデータブックへの掲載の有無及びそこでの分類については、特に断らない限り、調査当時を基準としている。

ア 植物

貯水池周辺地域では135科1032種の陸上植物と6科7種の大型水生生物が生育し、発生土造成地周辺地域(工事によって発生する土砂を捨てる土地の意)においては119科815種の陸上植物と13科27種の大型水生植物が生育している。また、吾妻川では166種の付着藻類の生息が確認されている。

これらの植物のうち、1997(平成9)年8月に環境庁が発表した植物版レッドリストによると、絶滅の危険性があるとされたものは現地調査で確認されたものだけでもカザグルマ、ヤマシャクヤク、サクラソウ(以上、いずれも現在は絶滅危惧Ⅱ類)など9科12種もあり、文献調査で確認したものを含めれば27科52種にもなる。それに、レッドデータブックには載っていないが、環境庁や日本植物分類学会等の他の文献に示された重要な植物が、合計で16科19種も存在している。

また、生息植物が群落をつくり形成している植生は、植林植生、草地植生など合計43タイプ存在し、これらの中で人の手が加わっていない植生自然度(植生への人為の度合いによって定められたランクによって、植生の自然性を測る尺度)の高いものとして、アカシデ林、イヌブナ林などの落葉広葉樹林やアカマツ林、モミ林などの針葉樹林、サワグルミ林、フサザクラ林などの山地溪畔林、河畔林のオノエヤナギ林などが存在している。

イ 哺乳類

貯水池周辺地域では9科17種、発生土造成地周辺地域では8科14種の生息が確認されている。文献調査を加えると、合計で15科23種となる。

この中には、レッドデータブックに記載されたものとして、希少種(現在は準絶滅危惧種)のホンドモモンガとヤマネの2種があり、その他重要なものとして国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカをはじめ、ウサギコウモリ、カヤネズミなどが含まれている。

ウ 鳥類

現地調査では、貯水池周辺地域では31科85種、発生土造成周辺地域では26科75種が確認され、文献調査を加えると合計で37科140種が生息している。

以上のうち、レッドデータブックに掲載されているものは、オシドリをはじめとする5科11種であるが、なかでも絶滅危惧種（現在は絶滅危惧ⅠB類）であるイヌワシとクマタカ、危急種（現在は絶滅危惧Ⅱ類）のオオタカの3種は、種の保存法の「国内希少野生動植物種」でもある。

レッドデータブックに記載されていないが、環境保全上重要と考えられる鳥類として、サシバ、ハヤブサ（現在は絶滅危惧Ⅱ類）などの猛禽類とカワセミ、ヤマセミ、イワヒバリなど合計9科12種が生息している。

エ 両生類・爬虫類

現地調査では、両生類4科5種、爬虫類3科5種が生息し、文献調査を加えても両生類5科8種、爬虫類2科5種の生息が確認されている。

以上のうち、レッドデータブックに掲載されているものはないが、環境保全上重要なものとしてハコネサンショウウオ、カジカガエルなど3科4種が存在する。

オ 魚類

現地調査では吾妻川とその支流で4科9種の魚が確認され、発生土造成地周辺でも2科2種が確認されている。吾妻川は酸性の河川であったことから元々魚の種類は少ないところであった。

生息が確認されたもののうち、レッドデータブックに掲載されたものはないが、ウグイとカジカの2種は環境保全上重要とされている。

カ 昆虫類

陸上昆虫類については、現地調査により、貯水池周辺地域で97科1273種、発生土造成地周辺地域で173科935種の生息が確認されている。これらのうち、レッドデータブックに掲載されているものは蝶のオオムラサキ1種のみであるが、その他環境保全上重要なものとしてムカシトンボ、ルリボシヤンマなど24科47種が存在している。

水生昆虫類については、現地調査により、吾妻川で162種、発生土造成地周辺の今川で103種が確認されている。そのうち、レッドデータブックに掲載されているものはないが、環境保全上重要と考えられるものがムカシトンボ、ノギカワゲラなど5科7種存在している。

(2) 1985年環境アセスメントの問題点

以上のように、「八ッ場ダム建設事業」に掲載された国交省の調査によっても、八ッ場ダム建設地とその周辺地域の自然環境、生態系は多様で変化に富み、生物の多様性を備えており、これによって美しい景観を形成している。そのような場所に巨大な八ッ場ダムを建設することが、自然環境、生態系に広範囲の悪影響を及ぼすことは明らかなことであろう。特に注目されるのは、八ッ場ダム周辺で繁殖が確認されている猛禽類のイヌワシである。イヌワシは、複雑かつ微妙な関係によって形成される食物連鎖の頂点にたつ鳥であり、広く、深く、豊かな自然生態系が存在してはじめて生息が可能な生き物である。現在、生息環境の悪化が進行しているため全国的にも生息数が減少し絶滅のおそれに直面しており、文化財保護法では「天然記念物」に指定し捕獲を禁止するなどの措置を講じ、また、種の保存法でも国内希少野生動植物種として指定している。八ッ場ダムの建設は、イヌワシの生息・繁殖にとって、極めて悪い影響を及ぼすことは明かである。

したがって、八ッ場ダムの建設に当たっては、事案に則した適切な環境影響評価がなされなければならない。

しかるに、1985年環境アセスメントは、その結果を記載した1985年アセス書の分量だけから見ても、前述した湯西川ダム建設事業についての環境影響評価と同様、環境影響評価の最重点項目である「環境の予測と評価」及び「環境保全対策」は、前75頁のうち前者が9頁、後者が2頁と極めて不十分なものとなっている（甲B第116号証6頁）。

また、内容的にも、調査については、目的、方法、時期、引用文献、元データ等の基本的な情報がなく、予測、評価については「湛水域から離れている（ニホンカモシカ）、湛水域に巣はない（イヌワシ）、周辺に森がある（鳥類、昆虫類）、支流に移動可能（両生類・爬虫類）」など到底真面目に予測したものとは言えないものとなっている。そして、保全対策については、具体的な内容はなく、中身の無いものとな

っている（甲B第116号証6～11頁）。

1985年環境影響評価は、現地調査も文献調査も不十分で、八ッ場ダム建設による自然環境や生物への影響予測は科学的でなく、影響評価も保全対策も合理的でなく、環境影響評価の名に値しないものである（甲B第116号証11頁）

3 生物多様性条約と八ッ場川ダム建設事業

(1) はじめに

このようにダム湛水予定地区周辺部が多様な野生動植物の宝庫となっていることが明らかになったのであるから、生物多様性条約が発効した1993（平成5）年12月29日以降においては、日本政府は、同条約に基づき、その国際的義務として、その生物多様性を保全すべき義務を負っていることから、そのための方策として、改めて同条約14条1項に基づき、事案に即した実効性ある環境アセスメントを行い、その結果に基づき、影響の回避（八ッ場ダム建設事業計画の中止）、影響の最小化（八ッ場ダム建設事業計画の変更）、代償（植物については移植）の3段階からなるミティゲーションを検討しなければならなくなったといわなければならない。

しかしながら、前述のとおり旧建設省の実施した1985年環境アセスメントは、調査、予測、評価結果とも、極めて杜撰であり、同条約14条1項にいう環境影響評価義務を尽くしたとみることはできない。

(2) 1985年環境アセスメント以降も環境に対する影響が検討不足であること

国交省によると、八ッ場ダム工事事務所では、1985年環境アセスメント以降も環境対策の充実に向けた各種調査に継続的に取り組んでいるという（甲B第32号証4-1頁）が、その「環境対策の充実に向けた各種調査」等は、極めて不十分で、かつ環境対策として実効性の極めて小さなものに過ぎないといわざるを得ない。

4 国内希少野生動植物種への影響

「H15八ッ場ダム周辺地域猛禽類調査報告書」（甲B第40号証）及び「H16八ッ場ダム周辺地域猛禽類調査報告書」（甲B第41号証）によれば、本件ダム予定地周辺に生息する国内野生動植物種の指定を受けた猛禽類として、イヌワシ（番が営巣し、繁殖活動をしていたことが確認）、クマタカ（複数の番の営巣と繁殖活動が確認）、

オオタカ(生息状況は非開示のため不明)、ハヤブサ(同上)などが確認されている。

① イヌワシ

八ツ場ダム建設予定地周辺では、近辺に柱状摂理となった断崖が広く分布しており、イヌワシの生息地としての営巣環境は、極めて理想的な環境にある。ノウサギをはじめとするテン、イタチなどの小型、中型哺乳類も多数生息し、ヤマドリ、キジバトなどの鳥類も多く、イヌワシの採餌環境としても整っている(甲B第33号証の49～56頁)。

1985年アセス書でもダム建設予定地周辺に複数回目撃され(甲B第33号証)、2004(平成16)年8月には番の外に若鳥の飛翔も確認されている(甲B第41号証)。

では、ダム建設によるイヌワシへの影響はどうか?

ダム建設によってノウサギは、生息地を広範囲にわたって失い、ダム周辺では絶滅する可能性さえ存在する。テン、イタチなどの哺乳類も、数が減少し、ダム建設によってその生息地を奪われる。つまり、イヌワシの生息環境として、まず採餌行為が著しく制限されることである。餌の存在しない場所にイヌワシが生息するはずはない。

また、繁殖行為に及ぼす影響であるが、ダム建設行為に伴う騒音、振動、広大なダム湖が出現することによる影響などは全く考慮されていない。実際に、付帯工事が始まっている現在、イヌワシの営巣、交尾、育雛は失敗している。このままダム本体工事が始まれば、イヌワシの繁殖行動が困難ないし不可能になる危険性が高い。環境省ですら、イヌワシは「繁殖期初期には人間の接近や騒音に敏感となり、人為攪乱による営巣放棄が起こりやすい」と警告しているほどである。

このような事情からは、八ツ場ダム建設事業は、イヌワシの繁殖行動、採餌行動に重大な悪影響を及ぼし、生息環境の著しい悪化を招来することは確実であって、その遂行は種の保存法9条にいう損傷に該当する違法行為となってしまうと断ずることができる。

② クマタカ

八ツ場ダム建設周辺では6番の生息が確認されている。2004(平成16)年4月ではうち4番の幼鳥の巣立ちが確認されている(甲B第41号証)。これは本件

吾妻溪谷の急傾斜地の存在と針葉樹の大木が比較的多数溪谷に生育しているからである。

しかし、餌となるノウサギなどの哺乳類の周辺からの絶滅の危険性、ダム建設に伴う騒音、振動の影響による営巣放棄の可能性、営巣木の大部分がダム湖に沈む結果、営巣できる可能性の消滅のおそれ等を考慮すれば、本件ダム建設行為は、クマタカの繁殖行為、採餌行為に重大な悪影響を与えるものとして種の保存法9条にいう損傷として違法となり得るものである。

③ オオタカ、ハヤブサ

2003（平成15）年度、2004（平成16）年度の調査報告（甲B第40号証、甲B第41号証）では、オオタカ、ハヤブサが、どのように生息しているかをすべて非開示としているため、詳細なデータは明らかではない。しかし、ダム予定地周辺にオオタカ、ハヤブサが生息していることは調査事実から明確である。おそらくダム湖予定地内に生息していると推測される。つまり八ツ場ダム建設によって、生息地そのものが消失し、あわせて餌である中小型鳥類も著しく減少し、採餌行為が制限されることは明らかである。これまた、本件八ツ場ダムの建設は、種の保存法9条にいう損傷に該当し違法な行為となり得ることは明らかである。

以上のとおり、八ツ場のダム建設は、ダム建設予定地およびその周辺地域に生息する希少野生動植物種であるイヌムシ、クマタカ、オオタカおよびハヤブサの生息地を減少させ、これらの生存を断ち切ることは確実であり、このままダム建設を続行してこのような結果を生じさせることは種の保存法9条に反する違法な行為となるであろうこともまた確実である。

にもかかわらず、そのことをまったく考慮せずにダム建設工事を実行することは、生物多様性に対する影響について、事前に、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき生物多様性の保全について適正に配慮しなければならないという、条理法上および生物多様性条約14条1項に基づく環境影響評価義務に反する違法な行為であるといわなければならない。

5 ダム建設による景観上の影響

(1) 吾妻溪谷の水没

八ッ場ダム建設予定地周辺地は、吾妻川の流れを中心に人と自然が融合した自然豊かな環境が存在しており、丸岩、不動岩などの奇観や河川の浸食作用によって出現した溪谷が各所に見られ、これらによって独特の自然景観をつくり出している。その景観として何よりも重要なのは、吾妻溪谷の存在である（甲B第32号証の4-23頁、甲B第33号証の64頁）。

吾妻溪谷は、吾妻川に沿って長野原町大字川原湯（八ッ場大橋）から東吾妻町大字松谷（雁ヶ沢）までの約4kmにわたり存在している峡谷であり、通称「吾妻峡」と呼ばれている。吾妻溪谷は、この地区の主に溶岩、凝灰角礫岩が吾妻川の流れによって浸食されて形成されたものであり、大分県の有名な溪谷である「耶馬溪」をも凌ぐ美しさをうたわれ、すでに戦前の1935（昭和10）年12月に「名勝吾妻峡」として国の名勝地に指定され、戦後制定された文化財保護法に引き継がれている。

八ッ場ダム建設は、当初、吾妻溪谷のほぼ中央に当たる「鹿飛橋」付近に予定されていた。しかし、それでは吾妻溪谷が分断されてしまい、その半分がダム湖に沈んで失われることによって吾妻溪谷の景観が著しく損なわれてしまうことになるところから、文化庁の反対を受けた。そこで、文化庁との協議をふまえて、1973（昭和48）年に当初計画地よりも約600m上流地にあたる現在の建設予定地に変更となっている。

しかし、建設予定地が変更された現在でも、なお吾妻溪谷の約4分の1が水没してその景観を喪失してしまうのである。それは、同時に水没を免れた他の溪谷部分の景観に対しても影響を及ぼし、景観を損なう原因となるものである。

(2) ダム建設後の吾妻溪谷

また、水没を免れた溪谷部分について、八ッ場ダム建設はその溪谷美に重大な悪影響を与える。すなわち、吾妻溪谷は、時折やってくる洪水によってその岩肌の表面が洗い流されることにより美しい岸壁美が維持されてきたのである。

ところが、八ッ場ダム建設により水の流れが堰き止められてしまい、溪谷の岩肌を洗い流す水が流れなくなり、その結果、溪谷の岩肌にはコケが生じ、やがては草

木が生い茂り、溪谷の様相は大きく変わり、現在の溪谷美が失われてしまう。

以上のようなダム建設による景観破壊の顕著な例が、同じく群馬県に建設された下久保ダムである。下久保ダムは、1968（昭和43）年、利根川上流の神流川に建設されたダムであり、ダムの直下には国指定の「名勝三波石峡」が存在している。同ダムの建設により、ダム直下から3.8kmが水の不通区間となった結果、三波石峡から清流が消えて、名勝にまで指定されたほどの貴重な景観が失われてしまったのである（甲B第45号証の1ないし3）。

現在、国交省は、水の一部を三波石峡の最上部に流しているが、本来の景観を取り戻すには至っていない。

八ッ場ダム建設により、吾妻溪谷が三波石峡と同じ運命をたどることは明らかである。

（3）小括

しかるに、1985年アセス書（甲B第33号証）では、前述したとおり、「吾妻峡の一部は水没することとなるが、下流部の景観は残されることから、自然景観への影響は問題ない。」（75頁）とするのみであり、これ以外に景観の破壊について調査検討した形跡はない。これまた、八ッ場ダムの建設実施は、景観問題についても、事前に、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正に配慮しなければならないという、条理法上の行政上の環境影響評価義務を尽くさない、違法な行為であるといわなければならない。

6 ダム湖の水質の問題

（1）強酸性水の混入・残存問題

一般に、ダム湖の上流に温泉地や鉱山等が存する場合には、ダム湖に強酸性水が流入し、これが飲料水中に混入し残存するおそれがある。

八ッ場ダムの場合、酸性の源は草津温泉、万座温泉、白根火山、硫黄鉱山採掘跡地等であり、河川水の酸性化には自然的要因と人為的要因がある。その対策のために、草津温泉の下流に中和工場と中和生成物の沈殿池として品木ダムがつくられているが、この中和工場で中和される酸成分は吾妻川の全酸成分の半分程度であり、今なお硫黄鉱山跡地から強酸性の水が流出している。

国交省は、八ッ場ダムの将来水質予測について、八ッ場ダム建設事業（甲B第32号証）は「八ッ場ダムは、流入する吾妻川の河川水が酸性水であるため、藻類の増殖は抑えられ、富栄養化は生じにくいと考えられます。」（4-19頁）と述べている。

草津中和工場及び香草中和工場における河川の中和事業により、湯川をはじめとする酸性河川の水質は改善されるもののその割合は全体の40%程度である（甲B第46号証）。

実際、2003（平成15）年度における吾妻川上流新戸橋地点の河川水のpHは年平均5.1程度である（群馬県環境保全課『平成15年度水質測定結果／大気環境調査結果』）。

なお、pH4～5は、強酸性ゆえに鯉の生息にも適さない水質であると一般にはいわれている。

（2）富栄養化問題

ア 湖沼に関する一般論

湖沼は、周囲を陸に囲まれた窪地に静止貯留している水域で、典型的な閉鎖性水域である。

湖沼や内海などの閉鎖性水域に流入する栄養塩類によって、水質が肥沃化する現象を「富栄養化」というが、この富栄養化が人間活動の結果として引き起こされる場合には、実際には湖沼の水質汚濁という否定的意味合いで用いられることが多い。

ダム湖でなくても、閉ざされた水域である湖沼は周辺の環境変化の影響を受けやすく、一度湖沼が環境悪化の影響を被った場合には、これを原状に回復させることは困難である。

日本では、水質汚濁防止法による規制にもかかわらず、湖沼の水質が一向に改善されなかったことから、1984（昭和59）年、新たに湖沼水質保全特別措置法が公布された。これまでに①霞ヶ浦、②印旛沼、③手賀沼、④琵琶湖、⑤児島湾、⑥諏訪湖、⑦釜房ダム貯水池、⑧中海、⑨宍道湖、⑩野尻湖の10湖沼が、汚れのひどい湖沼として同法上の指定湖沼に指定され、水質の保全が図られることになったが、いずれの湖沼についても、成果はあがっていない（甲B第47号

証の2頁)。

イ ダム湖の特殊性と環境基準

ダム建設により、河川の流水が静水化し、植物プランクトンが増殖を開始する。この植物プランクトンの増殖の度合いを決定するのは、窒素やリン等の栄養塩類である。自然の湖沼に比較し、ダム湖の方がより速やかに富栄養化が進行する。それは、①ダム湖には安定した自然の浅場がなくてヨシ帯や水草帯が形成されることが少ないため、湖周辺からの汚濁物質の流入が遮られず、かつ浮遊性の栄養塩類が沈降することもないこと、②ダム湖は水位変動が大きく、水位低下時に湖底が露出し、湖底に沈積していた窒素とリンが分解して水に溶けやすい状態になることによる。

湖沼の富栄養化等への対策として、窒素とリンに関する環境基準が設定されている。すなわち、水道の一般的な基準として全窒素 0.2 mg/l 、全リン 0.01 mg/l という基準が、また水道の特別な基準として全窒素 0.4 mg/l 、全リン 0.03 mg/l という基準がそれぞれ設定されている(生活環境の保全に関する環境基準・湖沼〔天然湖沼及び貯水量 $1,000\text{万m}^3$ の人工湖〕)。

ウ ハッ場ダムの場合

ハッ場ダムは吾妻川の中流部に計画されているので、同ダム湖には上流域から多量の栄養塩類(窒素とリン)が流れ込むことになる。上流域の草津町、嬭恋村、長野原町には約3万人が居住し、草津温泉、万座温泉、北軽井沢等に大勢の客が訪れる。さらに、嬭恋のキャベツ畑には多量の化学肥料が投入され、三町村で何千頭という牛が飼育されている。これらの生活排水、農業排水、畜産排水等により、吾妻川に多量の栄養塩類が流入している。

実際、群馬県環境保全課「平成15年度水質測定結果/大気環境調査結果」によれば、2003(平成15)年度において、吾妻川上流新戸橋地点では年平均で、全窒素が 1.3 mg/l 、全リンが 0.042 mg/l 測定されている。環境基準における水道の一般的な基準に比して、窒素が6.5倍、リンが4.2倍となっている(水道の特別な基準に比しても、窒素が約3.3倍、リンが1.4倍となっている。)

これほど栄養塩類濃度が高いと、河川の酸性度が緩和された場合には、ダム湖

における藻類の異常増殖が必ず進行し、ダム湖の水質が悪化する。

エ 水道水の異臭問題～異臭物質の生成～

湖水の富栄養化により、藻類（植物プランクトン）が異常発生してアオコや淡水赤潮を発生させ、景観上も問題を生じ、さらに水道水の異臭問題を生じさせているダム湖がある。

一般に、水道水の異臭には、カビ臭や腐敗臭、きゅうり臭、魚臭等があるが、近年、代表的な「臭い」として多発している「カビ臭」は、①植物プランクトンであるフォルミディウムやアナベナ等の藍藻類が原因となる2-メチルイソボルネオールや、②ストレプトミセス等の放線菌が原因となるジオスミンが元となっている。その他、ダム湖に発生する植物プランクトンには、「腐敗臭」を生ずる藍藻類のミクロスティスや、「きゅうり臭」や「魚臭」を生ずる植物性鞭毛虫類のペリディニウム等がある。

水道水のカビ臭問題としては、例えば、群馬県の草木ダムにおいて異常発生したフォルミディウムは、1986（昭和61）年夏に下流の桐生市民を水道水のカビ臭で悩ませた。なお、上記2-メチルイソボルネオールは、わずか1滴で25mプールの水がカビ臭になるといわれている。

八ッ場ダムの場合も、前記（1）の流入水の状況をみるときは、ダム湖の富栄養化により水道水の異臭問題が生じる蓋然性が極めて高いのである。

オ トリハロメタン問題

また、近時、水道水に含まれるといわれているトリハロメタンの人体への影響も懸念される。

トリハロメタンとは、クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン及びブロモホルムの総称で、発ガン性の疑いのある有害物質である。トリハロメタンは、主としてフミン質等の有機物が水道原水の浄化過程で加えられた塩素と化学反応して生成される。また、植物プランクトンの代謝・分解産物もトリハロメタンの原因物質となる。

厚生労働省は、水道法第4条に基づく水質基準として、①クロロホルムにつき0.06、②ブロモジクロロメタンにつき0.03、③ジブロモクロロメタンにつき0.1、④ブロモホルムにつき0.09、⑤総トリハロメタンにつき0.1

という基準（単位はいずれも mg/ℓ ）を設定している。この基準は、発ガン率を一定値以下にするという前提で設定されたものであって、その値以下であれば絶対に安全であることを保障するものではない。そして、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」（水道水源法）の規定に基づき、全国520地点の公共用水域において実施された2004（平成16）年度公共用水域水質測定では、トリハロメタン生成能（一定の条件下でその水がもつトリハロメタンの潜在的な生成量のこと）が $0.05\text{mg}/\ell$ 以下の地点は全体の約7割を占め、199（平成9）年以降、平均値（全体）は $0.04\sim 0.05\text{mg}/\ell$ で横ばいであるとの結果を得たと述べる（甲B第47号証の4頁及び32頁）。

しかしながら、トリハロメタンの人体に対する懸念を抜本的に解消するためには、流入水からの有機物や植物プランクトンの除去が不可欠であるが、前記（1）及びイの流入水の状況に照らすと、これは極めて困難である。

カ 小括

以上のおりであるから、八ッ場ダムに貯留された水は、飲料用に適した水ではなく、これを浄化するためにさらに膨大な費用を要することは確実である。

八ッ場ダムの建設実施は、水質問題についても、事前に、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正に配慮しなければならないという、条理法上の環境影響評価義務を尽くさない、違法な行為である。

7 結論

以上のように、八ッ場ダム建設事業については、人の生活環境及び自然環境に極めて重大な影響を及ぼすおそれが大きく、また、生物多様性の破壊に関しては生物多様性条約に反するとともに、種の保存法で国内希少野植物種として指定されたイヌワシ、クマタカ等に対しては同法9条に違反する結果となることが確実であるにもかかわらず、条理法上及び生物多様性条約に基づく、事案に即した適切な環境影響評価が実施されておらず、環境影響評価義務を怠った違法な事業という他ない。